

だい ぶ
第3部

すう ちもくひょうとう
数値目標等

すうちもくひょういちらん
1. 数値目標一覧

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					ねんど 年度 じっせき (実績)	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度
りかい 理解	しょうがい ひと 障害のある人へ りかい そくしん の理解の促進	1	きぎょう だんたい あいサポート企業・団体 すう *2数	だんたい 団体	75	87	99	111	123	135	147
		ねん きぎょう だんたい にんてい めざ 3年ごとに36企業・団体の認定を目指す。									
	2	あいサポーター*1 ようせい 養成 にんずう 人数	にん 人	21,737	25,100	28,500	31,900	35,300	38,700	42,100	
	ねん にん じゅこう めざ 3年ごとに10,200人の受講を目指す。										
	さべつ かいしょうおよ 差別の解消及び けんりようご すいしん 権利擁護の推進	3	しょうがいしやぎやくたいぼうし けんり 障害者虐待防止・権利 ようごけんしゅう しゅうりようしやすう 擁護研修の修了者数 るいけい (累計)	にん 人	1,861	2,064	2,267	2,470	2,673	2,876	3,079
		ねんかん にん ぞうか めざ 年間203人の増加を目指す。									
		4	けんりようご 権利擁護ネットワークの ちゅうかくきかん せつちしちようそんすう 中核機関設置市町村数	しちようそん 市町村	2	-	9	-	-	-	-
ちいきふくしけいかく もと せってい 「地域福祉計画 ¹⁾ 」を基に設定。											
そうだん 相談	にちじょうせいかつぜんぱん 日常生活全般の そうだん 相談	5	ちいき そうだんしえん 地域の相談支援ネットワ ークに向けた1圏域あた りの助言件数	けん 件	149	155	160	165	170	175	180
		ねんかん けん ぞうか めざ 年間5件の増加を目指す。									
	しょうがいとくせい おう 障害特性に応じ た相談	6	はったつしょうがいしやしえん 発達障害者支援センタ ー*14) の関係機関への じよげんけんすう 助言件数	けん 件	422	450	500	550	600	650	700
ねんかん けん ぞうか めざ 年間50件の増加を目指す。											
		7	はったつしょうがいしやしえん 発達障害者支援センタ ー*14) の外部機関や地域 じゅうみん けんしゅうけんすう 住民への研修件数	けん 件	35	36	37	38	39	40	41
ねんかん けん ぞうか めざ 年間1件の増加を目指す。											

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
					ねん ど 年度 (実績)	ねん ど 年度	ねん ど 年度	ねん ど 年度	ねん ど 年度	ねん ど 年度	ねん ど 年度	
そうだん 相談	しょうがいとくせい おう 障害特性に応じ そうだん た相談	8	はつたつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センター	かしょ 箇所								
			かしょすう 一*141箇所数	けん 件	3,958	3,900	3,850	3,800	3,750	3,700	3,650	
		はつたつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援センター	そうだんけんすう ねんかん けん げんしょう めざ 相談件数について年間50件の減少を目指す。									
		そうだんけんすう 一への相談件数										
		9	こうじのうきのうしょうがいしえん 高次脳機能障害支援セ ンター*29箇所数	かしょ 箇所								
			かしょすう センターの相談件数	けん 件	2,880	2,930	2,980	3,030	3,050	3,080	3,180	
			そうだんけんすう ねんかん けん ぞうか めざ 相談件数について年間50件の増加を目指す。									
	10	ちようかくしょうがいしゃしえん 聴覚障害者支援センター	けん 件	119	121	123	125	127	129	131		
		そうだんけんすう 一*113の相談件数	そうだんけんすう ねんかん けん ぞうか めざ 相談件数について年間2件の増加を目指す。									
	しょうがいふくし 障害福祉サービ スの利用に関する そうだん 相談	11	とうりようけいかく サービス等利用計画*40	%	88.7	89.2	89.7	90.2	90.7	91.2	91.7	
そうだんしえんせんもん において相談支援専門 員*103が作成した計画の わりあい 割合			ねんかん ぞうか めざ 年間0.5%の増加を目指す。									
12		しょうがいじしえんりようけいかく 障害児支援利用計画*66	%	77.4	78.4	79.4	80.4	81.4	82.4	83.4		
		そうだんしえんせんもん において相談支援専門 員*103が作成した計画の わりあい 割合										
13	しゆにんそうだんしえんせんもんいん 主任相談支援専門員	にん 人	-	-	8	16	24	32	40			
	けんしゅうしゅうりょうしやすう *103研修修了者数	ねんかん にん ぞうか めざ 年間8人の増加を目指す。										

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					ねんど 年度 (実績)	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度
せいかつ 生活 しえん 支援	しょうがいふくし 障害福祉サービ スの充実	14	しせつにゆうしよしゃ ちいきせいかつ 施設入所者の地域生活 いこうにんずう るいけい への移行人数(累計)	にん 人	144	160	175	190	205	220	235
			ねんかん めいいじょう ちいきせいかつ いこう めざ 年間15名以上の地域生活への移行を目指す。								
	15	かんりせきにしんしゃとう サービス管理責任者等 けんしゅうしゅうりようしやすう 研修修了者数	にん 人	3,256	3,250	3,256	3,456	3,656	3,856	4,056	
せいかつ 生活 しえん 支援	きょうか ネットワークの強化	16	ちいきせいかつしえんきよてんせつち 地域生活支援拠点設置 しちょうそんわりあい 市町村割合	%	2.6	2.6	60	80	100	100	100
			れいわ ねんど いこう ねんかん けんていど ぞうか めざ 令和3年度以降、年間200件程度の増加を目指 す。								
せいかつ 生活 かんきょう 環境	す 住まいの確保	17	グループホーム*24の ていじんすう 定員数	にん 人	1,110	1,160	1,210	1,260	1,310	1,360	1,410
			みこみりよう うわまわ すいじゆん めざ 見込量を上回る水準を目指す。								
	18	か バリアフリー化された じゅうたく わりあい 住宅の割合	%	56	57	58	59	60	61	62	
		ねんかん ぞうか めざ 年間1%の増加を目指す。									
	19	いどうどうえんかつかそくしんほうしん 移動等円滑化促進方針 *7バリアフリー基本構想 きほんこうそう *142を作成した市町村数 さくせい しちょうそんすう	しちょうそん 市町村	9	10	10	11	11	12	12	
		さくせいずみしちょうそんすう ぞうか めざ 作成済市町村数の増加を目指す。									
てつどうえき 鉄道駅のバリアフリー化 りつ にち あへいきんじょうこう 率(1日当たり平均乗降 きゃくすう にんいじょう えき 客数3,000人以上の駅 だんさかいしゅうりつ の段差解消率)		%	77.4	82.3	100	-	-	-	-		
20	にち あへいきんじょうこうきやくすう にんいじょう てつどうえき 1日当たり平均乗降客数3,000人以上の鉄道駅 について、令和2年度末までに原則として全ての駅 だんさかいしゅう めざ の段差解消を目指す。										
	21	ノンステップバス*139の どうにゅうりつ 導入率	%	51.1	54.2	70.0	-	-	-	-	
れいわ ねんどまつ どうにゅうりつ 令和2年度末までにノンステップバスの導入率 めざ 70%を目指す。											

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					ねんど 年度 (実績)	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度
せいかつ 生活 かんきょう 環境	バリアフリーの すいしん 推進	22	バリアフリー	かしよ 箇所	364	372	377	382	387	392	397
			たいおうがたしんごうき 対応型信号機*143	ねんかん かしよていど せいび めざ 年間5箇所程度の整備を目指す。							
	さいがいじ 災害時における しえん じゅうじつ 支援の充実	23	こべつけいかく 個別計画*36の	しちやうそん 市町村	10	10	13	16	19	22	25
			さくせいしちやうそんすう 作成市町村数	ねんかん しちやうそん ぞうか めざ 年間3市町村の増加を目指す。							
			ふくしひなんじよ 福祉避難所*150	かしよ 箇所	242	257	272	287	302	316	330
24	せっちすう の設置数	ねんかん かしよ せいび めざ 年間14~15箇所の整備を目指す。									
	25	いんどうろく DWAT*121 チーム員登録	にん 人	-	100	110	120	130	140	150	
しゃすう 者数		れいわ ねんど にん めざ いご ねんかん にん 令和2年度に110人を目指し、以後、年間10人の ぞうか めざ 増加を目指す。									
ほけん 保健 ・ いりやう 医療	ほけん いりやう じゅうじつ 保健・医療の充実	26	にゅういんちゆう 入院中の	%	56.0	59.0	62.0	65.0	67.0	69.0	69.0
			せいしんしょうがい 精神障害のある人の	きほんししん すいじゆん めざ 基本指針の水準を目指す。							
		ちいきいこう にゅういんご 地域移行(入院後3か げつじてん たいいんりつ 月時点の退院率)	(H30年度の数値は見込)								
27	にゅういんちゆう 入院中の	%	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	84.0	84.0		
	せいしんしょうがい 精神障害のある人の	きほんししん すいじゆん めざ 基本指針の水準を目指す。									
28	ちいきいこう にゅういんご 地域移行(入院後6か げつじてん たいいんりつ 月時点の退院率)	(H30年度の数値は見込)									
	にゅういんちゆう 入院中の	%	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.0		
			せいしんしょうがい 精神障害のある人の	きほんししん すいじゆん めざ 基本指針の水準を目指す。							
			ちいきいこう にゅういんご ねん 地域移行(入院後1年 じてん たいいんりつ 時点の退院率)	(H30年度の数値は見込)							

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					ねんど 年度 じっせき (実績)	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度
ほけん 保健 ・ いりよう 医療	ほけん いりよう じゅうじつ 保健・医療の充実	29	にゆういんちゆう 入院中の	にん 人	1,380	1,330	1,276	1,176	1,076	977	878
			せいしんしょうがい ひと 精神障害のある人の ちいきいこう ざいんきかん ねん 地域移行(在院期間1年 いじょう ちょうきにゆういんしゃすう 以上の長期入院者数)	きほんししん すいじゆん めざ 基本指針の水準を目指す。 ねんど すうち みこみ (H30年度の数値は見込)							
		30	せいしんびょうしょう ねん 精神病床における1年	にん 人	864	850	836	782	728	674	621
			いじょう ちょうきにゆういんかんじゃすう 以上の長期入院患者数 さいいじょう (65歳以上)	きほんししん すいじゆん めざ 基本指針の水準を目指す。 ねんど すうち みこみ (H30年度の数値は見込)							
		31	せいしんびょうしょう ねん 精神病床における1年	にん 人	516	480	440	394	348	303	257
			いじょう ちょうきにゆういんかんじゃすう 以上の長期入院患者数 さいみまん (65歳未満)	きほんししん すいじゆん めざ 基本指針の水準を目指す。 ねんど すうち みこみ (H30年度の数値は見込)							
		32	ほけんじよ 保健所ごとの	かしよ 箇所	2	3	4	4	4	4	4
ほけん いりよう ふくしかんけいしゃ 保健・医療・福祉関係者 きょうぎ ば せっちすう の協議の場の設置数	すべ ほけんじよ せっち めざ 全ての保健所に設置を目指す。										
33	しちようそん 市町村ごとの	%	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0		
	ほけん いりよう ふくしかんけいしゃ 保健・医療・福祉関係者 きょうぎ ば せっちわりあい の協議の場の設置割合	すべ しちようそん せっち めざ 全ての市町村に設置を目指す。									
34	いりようてき じとう 医療的ケア児等コーディ ネーター* ¹¹ 養成研修の	にん 人	-	30	60	90	90	110	110		
	しゅうりょうしやすう 修了者数	ねんかんれんぞくかいさいい しゅうりょうしやく めい ご かくねん 3年間連続開催し修了者各30名、その後は隔年 かいさいい しゅうりょうしやく めい めざ 開催し修了者各20名を目指す。									

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
					ねん 年度 じっせき (実績)	ねん 年度	ねん 年度	ねん 年度	ねん 年度	ねん 年度	ねん 年度	
ほけん 保健 ・ いりよう 医療	ほけん いりよう じゅうじつ 保健・医療の充実	35	いりようてき じどう 医療的ケア児等コ－ディ ネーター*11 を配置してい る事業所数	にん 人	-	20	30	40	40	50	50	
		しよねんど めい ねんめいこう すで はいち 初年度は20名、2年目以降は既に配置している じぎょうしよ べつ もの じゅこう ばあい 事業所から別の者が受講する場合もあるため じぎょうしよ ぞうかすう ねんかん じぎょうしよ めざ 事業所の増加数は年間10事業所を目指す。										
		36	おも じゅうしやうしんしんしやうがい 主に重症心身障害*55 じ しえん じどうはったつ 児を支援する児童発達 しえん じぎょうしよ せっち 支援*52 事業所の設置 しちやうそんまた けんいき せっち めざ 市町村又は圏域の割合 市町村又は圏域への設置を目指す。	%	7.7	7.7	20	50	70	80	100	
		37	おも じゅうしやうしんしんしやうがい 主に重症心身障害*55 じ しえん ほうかごとう 児を支援する放課後等デ イサービス*156 事業所の せっちしちやうそんまた けんいき 設置市町村又は圏域の わりあい 割合 しちやうそんまた けんいき せっち めざ 市町村又は圏域への設置を目指す。	%	5.1	5.1	20	50	70	80	100	
		38	にんちしやう い 認知症サポート医*137 の ようせいしやすう 養成者数	にん 人	103	112	120	-	-	-	-	
39	にんちしやう 認知症サポーター*136 ようせいすう 養成数	にん 人	99,806	-	135,600	-	-	-	-			
くにさくてい にんちせさくすいしんそうごうせんりやく もと せってい 国策定の「認知施策推進総合戦略」を基に設定。												

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					ねんど 年度 じっせき (実績)	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度
ほけん 保健 ・ いりょう 医療	ほけん いりょう じゅうじつ 保健・医療の充実	40	ちいきせいかつしえんこういきちようせい 地域生活支援広域調整	かい 回	4	5	6	6	6	6	6
			かいぎとうじぎょう 会議等事業	ねんかん かい めざ 年間6回を目指す。							
		41	ちいきいこう ちいきせいかつし 地域移行・地域生活支 えんじぎょう 援事業*108	にん 人	30	50	60	70	80	90	100
			けんしゅうじゅうこうしゃ ピアサポート研修受講者 すう のべすう 数(延数)	ねんかん にん ぞうか めざ 年間10人の増加を目指す。							
		42	さいがいほけんせいしんいりょう 災害派遣精神医療チー ム*41 体制整備事業	にん 人	3	9	15	21	24	27	30
			たいせいせいびじぎょう DPAT隊員登録者数	どうろくしゃすう にん めざ 登録者数30人を目指す。							
		43	けんこうしんさじゆしんりつ 健康診査受診率	%	96.1	96.4	96.7	96.9	97.1	97.3	97.5
			さい げつ (1歳6か月)	ねんかん ぞうか めざ 年間0.2~0.3%の増加を目指す。							
44	けんこうしんさじゆしんりつ 健康診査受診率	%	93.4	93.7	94.0	94.3	94.6	94.8	95.0		
	さい (3歳)	ねんかん ぞうか めざ 年間0.2~0.3%の増加を目指す。									
45	しょうがいじどうりょういくそうだんじっし 障害児等療育相談実施	かしよ 箇所	3	3	3	3	3	3	3		
	かしよすう 箇所数	けん 件	423	425	430	435	440	445	450		
				そうだんけんすう ねんかん けん ぞうか めざ 相談件数について年間5件の増加を目指す。							
46	じどうはったつしえん 児童発達支援センター	%	7.7	7.7	20	50	70	80	100		
	せっちしちようそんまた けん *53 の設置市町村又は圏 いき わりあい 域の割合	れいわ ねんど めざ 令和6年度に100%を目指す。									
47	ほいくしよどうほうちんしえん 保育所等訪問支援*153の	%	20.5	30	40	50	70	80	100		
	せっちしちようそんまた けんいき 設置市町村又は圏域の わりあい 割合	れいわ ねんど めざ 令和6年度に100%を目指す。									

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					ねんど 年度 じっせき (実績)	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度
きょういく 教育	とくべつしえんきょういく 特別支援教育*116 じゅうじつ の充実	48	つうじょう がつきゅう ざいせき こ 通常の学級に在籍し個 べつ しどうけいかく さくせい 別の指導計画*38を作成 しょうがい じどう している障害のある児童 せいと つうきゅう しどう 生徒(通級による指導を う じどうせいと のぞ 受けている児童生徒を除 わりあい)割合	%	68.7	69.0	70.0	71.0	72.0	73.0	74.0
		49	とくべつしえんきょういく かん 特別支援教育*116 に関 こうないけんしゅう じっし する校内研修を実施し がっこう わりあい た学校の割合	%	93.3	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
しゅうろう 就労	こよう そくしん 雇用の促進	50	しょうがいしゃこようりつ 障害者雇用率*71	% 位	2.67 2	2.79 1	2.85 1	2.94 1	3.03 1	3.12 1	3.20 1
		51	ふくししせつりようしゃ いっぱん 福祉施設利用者の一般 しゅうろう いこうにんずう 就労*6への移行人数	にん 人	-	159	182	205	228	250	273
	52	のうぎょうげんば しょくばじっしゅう 農業現場での職場実習 じっしけんすう *85の実施件数	けん 件	-	1	2	4	6	8	10	
	53	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援 センター*74事業 とうろくしゃ しゅうしよくりつ 登録者の就職率	%	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	12.0	
しゅうろう けいぞく 就労の継続	53	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援 センター*74事業 とうろくしゃ しゅうしよくりつ 登録者の就職率	%	9.0	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	12.0	
	54	しゅうろういこうしえん じぎょう 就労移行支援*60事業の りようしゃすう 利用者数	にん 人	266	273	280	287	294	301	308	

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
					ねん ど 年度 (実績)	ねん ど 年度	ねん ど 年度	ねん ど 年度	ねん ど 年度	ねん ど 年度	ねん ど 年度	
しゅうろう 就労	しゅうろう けいぞく 就労の継続	55	いこうりつ わりいじょう しゅうろう 移行率3割以上の就労	かしよ 箇所	8	9	9	10	10	11	11	
			いこうしえん じぎょうしやう 移行支援*60事業所数	ねん かしよぞうか めざ 2年ごとに1箇所増加を目指す。								
		56	こうとうぎじゅつせんもんこう 高等技術専門校における	%	100	100	100	100	100	100	100	100
			しよくぎょうくんれん ちてきしやうがい 職業訓練(知的障害 者)の受講者の就職率	しゅうしよくりつ めざ 就職率100%を目指す。								
		57	ふくししせつ こうきやうしよくぎやう 福祉施設から公共職業	にん 人	151	153	153	155	155	157	157	
			あんていじよ ふくし 安定所へつないだ福祉	ねん ぞうか めざ 2年ごとに1%増加を目指す。								
58	ふくししせつ しょうがいしやしゅう 福祉施設から障害者就	にん 人	54	59	65	72	79	87	96			
	ぎやう せいかつしえん 業・生活支援センター*74 へつないだ福祉施設利 用者数	ねんかん わりぞうか めざ 年間1割増加を目指す。										
59	きぎやうほうもんどう しえん 企業訪問等による支援	けん 件	218	231	245	259	273	287	300			
	けんすう 件数	ねんかん けんていど めざ 年間14件程度を目指す。										
しゅうろう 就労	ふくしてきしゅうろう 福祉的就労*149へ しえん の支援	60	げつがくへいきんこうちん 月額平均工賃*30	えん 円	16,058	16,500	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000	
			ねんかん えん ぞうか めざ 年間500円の増加を目指す。									
		61	げつがくこうちんそうがく 月額工賃総額	ひやくまんえん 百万円	334	358	393	431	469	510	559	
62	しょうがいしやしゅうろうしせつどう 障害者就労施設等から ぶっぴんどう ちやうたつがく の物品等の調達額	ひやくまんえん 百万円	27	28	29	30	31	32	33			
		れいわがんねんど せんまんえん いご ねんかん まんえん 令和元年度を28千万円とし、以後、年間100万円 の増加を目指す。										

せさく 施策 ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					ねんど 年度 じっせき (実績)	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度	ねんど 年度
しゃかい 社会 さんか 参加	じょうほう 情報アクセシビリ テイ*83の推進	63	しゅわ つうやくしやすう 手話通訳者数	にん 人	137	140	143	146	149	152	155
				ねんかん にんていど どうろく めざ 年間3人程度の登録を目指す。							
		64	ようやくひっき しやすう 要約筆記*164者数	にん 人	47	50	53	56	59	62	65
				ねんかん にんていど どうろく めざ 年間3人程度の登録を目指す。							
		65	もう しやむ つうやく かいじよ 盲ろう者向け通訳・介助 いんすう 員数	にん 人	51	54	57	60	63	66	51
				ねんかん にんていど どうろく めざ 年間3人程度の登録を目指す。							
		66	しつごしやうしやむ いしそつう 失語症者向け意思疎通 しえんしやようせいすう 支援者養成数	にん 人	-	-	15	30	45	60	75
ねんかん にん どうろく めざ 年間15人の登録を目指す。											
67	てんやく おんやくほうしんすう 点訳・音訳奉仕員数	にん 人	263	273	283	293	303	313	323		
		ねんかん にんていど どうろく めざ 年間10人程度の登録を目指す。									
68	しゅわ つうやくしや ようやくひっき 手話通訳者・要約筆記 しやはけんじぎょう *164者派遣事業	けん 件	833	838	843	848	853	858	863		
		ねんかん けん ぞうか めざ 年間5件の増加を目指す。									
69	しゅわ つうやくしや ようやくひっき 手話通訳者・要約筆記 しやはけんじぎょう *164者派遣事業	けん 件	112	117	122	127	132	137	142		
		ねんかん けん ぞうか めざ 年間5件の増加を目指す。									
70	もう しやむ つうやく かいじよ 盲ろう者向け通訳・介助 いんすう はけん じぎょう 員数派遣事業	けん 件	226	231	236	241	246	251	256		
		ねんかん けん ぞうか めざ 年間5件の増加を目指す。									

せさく ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	No	こうもく 項目	たんい 単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
					ねん 年度 じっせき (実績)	ねん 年度	ねん 年度	ねん 年度	ねん 年度	ねん 年度	ねん 年度
しゃかい 社会 さんか 参加	ぶんか スポーツ・文化 げいじゅつかつどう 芸術活動等の じゅうじつ 充実	71	しょうがいしゃ 障害者スポーツ大会*75	にん 人	1,136	1,150	1,165	1,180	1,195	1,210	1,225
			さんかしゃすう 参加者数	ねんかん にん ぞうか めざ 年間15人の増加を目指す。							
		72	しょうがいしゃさくひんてん 障害者作品展*72	にん 人	1,694	1,885	1,900	1,915	1,930	1,945	1,960
			しゅてん 出展 しゃすう 者数	ねんかん にん しゅてんしゃすうぞうか めざ 年間15人の出展者数増加を目指す。							

※基本指針：障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業*108 の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省告示）

2. 障害福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービス等の見込量

① 県全体

総人口	1,336,303人 (H31年3月1日現在)
総面積	3,691.09km ²

項目	単位	実績				見込						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
訪問系 サービス	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援	時間	78,292	81,026	85,099	84,905	93,422	98,601	103,897	109,595	115,476	122,200
	人	3,380	3,638	3,765	3,975	4,477	4,694	4,911	5,153	5,387	5,649	
日中活動系 サービス	生活介護	人日	71,901	74,424	74,833	73,895	76,772	78,910	80,859	82,864	84,909	87,116
	人	3,581	3,768	3,859	3,930	4,308	4,437	4,561	4,689	4,823	4,966	
	自立訓練(機能訓練)	人日	788	768	855	617	880	883	923	978	1,007	1,058
	人	50	48	54	42	60	62	65	71	73	78	
	自立訓練(生活訓練)	人日	2,025	2,189	2,385	2,677	3,118	3,545	3,873	4,375	4,828	5,512
	人	125	146	158	202	227	258	288	331	375	435	
	就労移行支援	人日	4,447	4,712	4,771	4,712	5,368	5,812	6,069	6,379	6,804	7,348
	人	243	271	279	280	323	356	378	406	443	492	
	就労継続支援(A型)	人日	13,095	14,945	16,891	17,987	19,551	21,365	23,539	25,610	27,801	30,416
	人	611	696	816	919	975	1,081	1,183	1,292	1,409	1,548	
	就労継続支援(B型)	人日	24,776	26,439	28,468	29,533	30,935	32,990	35,157	37,151	39,339	41,965
	人	1,529	1,540	1,725	1,915	1,913	2,050	2,187	2,331	2,489	2,670	
就労定着支援	人	/	/	/	39	65	82	95	101	108	121	
療養介護	人	190	196	203	207	210	217	222	227	233	238	
短期入所(福祉型)	人日	3,990	4,192	4,949	5,086	5,575	5,982	6,310	6,650	7,010	7,475	
人	580	615	717	795	838	892	935	978	1,020	1,073		
短期入所(医療型)	人日	55	158	189	234	278	299	332	352	392	437	
人	12	34	44	52	55	59	64	69	74	81		
居住系 サービス	自立生活援助	人	/	/	/	0	24	28	29	29	30	
	共同生活援助	人	737	800	857	936	1,046	1,118	1,182	1,243	1,314	1,402
	施設入所支援	人	1,363	1,360	1,368	1,348	1,417	1,411	1,403	1,403	1,405	1,404
相談支援	計画相談支援	人	1,317	1,539	1,610	1,719	2,545	2,697	2,820	2,920	3,062	3,205
	地域移行支援	人	7	8	11	9	36	40	41	44	45	49
	地域定着支援	人	2	3	4	3	39	41	41	43	43	44
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	0	117	131	145	150	160	163	
	人	/	/	/	0	19	23	25	26	27	32	
障害児通所支 援	児童発達支援	人日	9,406	10,813	12,685	13,409	14,770	16,135	17,514	19,348	21,194	23,658
	人	1,283	1,481	1,714	1,977	1,992	2,152	2,349	2,595	2,875	3,199	
	放課後等デイサービス	人日	19,139	23,565	27,437	29,894	32,620	36,694	40,964	45,790	51,214	58,037
	人	1,733	2,094	2,406	2,826	3,621	4,070	4,545	5,060	5,628	6,339	
	保育所等訪問支援	人日	1	6	7	18	49	75	83	100	108	124
人	1	6	7	12	36	43	48	56	61	70		
医療型児童発達支援	人日	270	245	246	167	329	384	420	478	499	553	
	人	16	15	16	14	27	32	35	39	41	46	
障害児入所支 援	福祉型障害児入所支援	人	41	37	13	12	10	8	6	5	4	4
	医療型障害児入所支援	人	25	22	17	16	14	12	10	9	8	8
障害児相談支援	人	551	727	891	1,087	1,088	1,261	1,426	1,606	1,796	2,044	

※人日: 月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数
 ※人: 月間の利用人数

② 奈良圏域

構成市町村	奈良市
圏域総人口	354,590人 (H31年3月1日現在)
圏域総面積	276.84km ²

項目	たんい 単位	じつせき 実績				みこみ 見込						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
訪問系 サービス	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援	時間	29,086	30,854	31,782	32,535	35,500	38,168	41,132	44,439	48,134	52,276
	人	1,123	1,236	1,287	1,368	1,456	1,547	1,645	1,749	1,858	1,975	
日中活動系 サービス	生活介護	人日	19,276	19,851	20,381	20,255	21,659	22,353	23,069	23,808	24,570	25,357
		人	1,027	1,085	1,107	1,136	1,182	1,222	1,263	1,305	1,349	1,394
	自立訓練(機能訓練)	人日	176	162	170	158	159	156	153	150	147	144
		人	10	10	11	10	13	14	15	16	17	18
	自立訓練(生活訓練)	人日	457	670	752	848	1,077	1,316	1,607	1,963	2,397	2,927
		人	34	46	57	75	89	111	138	172	214	267
	就労移行支援	人日	1,344	1,335	1,342	1,190	1,476	1,543	1,613	1,686	1,762	1,842
		人	76	81	87	70	100	107	115	123	132	141
	就労継続支援(A型)	人日	3,542	3,737	4,386	4,893	5,375	5,994	6,684	7,453	8,311	9,267
		人	168	177	214	249	267	298	332	370	413	461
	就労継続支援(B型)	人日	4,616	4,859	5,387	5,938	6,773	7,647	8,634	9,748	11,006	12,426
		人	282	300	359	404	455	512	576	648	729	821
	就労定着支援	人日				9	16	20	25	25	25	25
		人										
	療養介護	人日	49	50	54	59	60	63	67	71	75	79
		人										
短期入所(福祉型)	人日	1,537	1,603	1,495	1,444	1,729	1,812	1,899	1,991	2,087	2,188	
	人	186	187	199	196	216	225	234	244	254	265	
短期入所(医療型)	人日	0	80	102	98	113	119	125	131	138	145	
	人	0	17	22	22	24	25	26	28	30	32	
居住系 サービス	自立生活援助	人日				0	7	8	8	8	8	
		人										
		共同生活援助	人日	183	192	209	235	246	267	290	314	340
施設入所支援	人日	330	329	330	335	332	333	334	336	338	340	
	人											
相談支援	計画相談支援	人日	528	603	656	710	600	620	640	660	690	
		人										
		地域移行支援	人日	4	5	8	2	13	13	13	13	13
地域定着支援	人日	1	3	4	3	20	20	20	20	20		
	人											
居宅訪問型児童発達支援	人日				0	54	54	54	54	54		
	人				0	6	6	6	6	6		
障害児通所支援	児童発達支援	人日	2,003	2,547	3,068	3,251	3,438	3,927	4,536	5,440	6,528	
		人	219	290	346	472	414	473	567	680	816	
	放課後等デイサービス	人日	4,591	5,326	6,273	7,199	7,994	9,123	10,550	12,130	13,940	
		人	433	497	570	719	804	918	1,055	1,213	1,394	
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	9	9	9	18	18	
		人	0	0	0	0	3	3	3	6	7	
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	18	18	18	18	18	
		人	0	0	0	0	2	2	2	2	2	
障害児相談支援	人日	210	302	371	398	261	310	365	430	507		
人												

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

③ 西和圏域

こうせいしちやうそん 構成市町村	やまとこおりやまし いこまし へぐりちやう さんごうちやう いかるがちやう 大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、 あんどちやう かんばきちやう おうじちやう かわいちやう 安堵町、上牧町、王寺町、河合町
けんいきそうじんこう 圏域総人口	341,543人(H31年3月1日現在)
けんいきそうめんせき 圏域総面積	168.57km ²

こうむく 項目	たんい 単位	じつせき 実績				みこみ 見込						
		ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度	ねんど H30年度	ねんど H31年度	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度	ねんど R5年度	ねんど R6年度	
ほうもんけい 訪問系 サービス	きょたくかいご じゆうどほうもんかいご 居宅介護、重度訪問介護、 こうどうえんご どうこうえんご 行動援護、同行援護、 じゆうどしようのしやどうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	じん 時間	15,790	16,901	17,933	18,413	19,548	20,483	21,349	22,332	23,218	24,255
		じん 人	742	804	826	900	1,069	1,116	1,165	1,226	1,277	1,337
にちちがかつどうけい 日中活動系 サービス	せいかつかいご 生活介護	じん 人日	16,332	17,090	16,919	16,597	16,965	17,554	18,166	18,770	19,389	20,053
		じん 人	802	851	877	886	980	1,014	1,050	1,089	1,132	1,176
	じりつぐんれん きのうぐんれん 自立訓練（機能訓練）	じん 人日	131	136	130	120	204	204	206	219	221	227
		じん 人	11	9	9	8	13	13	13	14	14	14
	じりつぐんれん せいかつかいご 自立訓練（生活訓練）	じん 人日	195	276	275	352	360	372	395	425	441	468
		じん 人	12	20	20	29	28	29	30	32	34	35
	じゆうちゆうい こうしえん 就労移行支援	じん 人日	1,074	1,022	918	1,202	1,106	1,168	1,272	1,329	1,420	1,508
		じん 人	59	57	57	72	70	74	79	84	89	95
	じゆうちゆうけいぞくしえん がた 就労継続支援（A型）	じん 人日	2,951	3,225	3,550	3,497	3,976	4,289	4,570	4,843	5,156	5,503
		じん 人	133	147	166	177	192	207	218	230	242	255
	じゆうちゆうけいぞくしえん がた 就労継続支援（B型）	じん 人日	4,878	5,458	6,237	6,313	6,047	6,342	6,589	6,824	7,089	7,378
		じん 人	293	337	392	429	409	430	447	463	482	503
	じゆうちゆうていぢくしえん 就労定着支援	じん 人	/	/	/	10	13	18	20	22	23	27
	りようようかいご 療養介護	じん 人	44	46	49	48	48	50	50	51	52	52
	たんきにゆいしょ ふくしがた 短期入所（福祉型）	じん 人日	578	684	764	874	911	978	1,023	1,060	1,094	1,146
		じん 人	118	133	140	151	168	178	188	198	208	220
たんきにゆいしょ いりょうがた 短期入所（医療型）	じん 人日	23	35	17	47	56	62	70	80	94	112	
	じん 人	4	7	5	10	11	12	13	15	15	17	
きょじゆうけい 居住系 サービス	じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	じん 人	/	/	/	0	6	7	7	7	7	7
	きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助	じん 人	164	173	188	207	228	239	244	250	260	271
	しせつにゆいしょしえん 施設入所支援	じん 人	264	267	264	253	266	260	248	242	238	232
そうだんしえん 相談支援	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	じん 人	289	314	313	323	638	670	707	724	763	799
	ちいきいこうしえん 地域移行支援	じん 人	2	1	3	2	9	11	12	13	14	16
	ちいきていぢくしえん 地域定着支援	じん 人	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9
きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援		じん 人日	/	/	/	0	26	31	41	41	51	51
		じん 人	/	/	/	0	4	6	7	7	8	8
しょうがいじつしうしえん 障害児通所支 援	じどうはつたつしえん 児童発達支援	じん 人日	2,917	2,932	3,331	3,947	3,659	3,873	4,014	4,150	4,241	4,442
		じん 人	421	446	475	548	568	592	617	640	669	701
	ほうがごどう 放課後等デイサービス	じん 人日	4,852	6,013	7,124	7,920	8,403	9,714	10,970	12,569	14,303	16,589
		じん 人	418	529	591	706	952	1,099	1,261	1,445	1,653	1,924
	ほいくしどうほうもんしえん 保育所等訪問支援	じん 人日	1	0	2	8	15	30	33	36	39	44
		じん 人	1	0	2	3	9	11	12	13	14	16
いりょうがたじどうはつたつしえん 医療型児童発達支援	じん 人日	117	91	57	43	79	79	79	96	96	102	
	じん 人	7	6	4	4	6	6	6	7	7	7	
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	じん 人	237	282	308	400	281	317	347	382	418	461	

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

④ 中和圏域

こうせいしちようそん 構成市町村	やまとたかだし かしはらし ごせし かしばし かつらぎし 大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、 たかとりちやう あまかひら ことりやちやう 高取町、明日香村、広陵町
けんいきさうじんこう 圏域総人口	371,129人(H31年3月1日現在)
けんいきさうめんせき 圏域総面積	240.73km ²

こう ちゆう 項 目	たん い 単 位	じつ せき 実 績				み こみ 見 込						
		ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度	ねんど H30年度	ねんど H31年度	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度	ねんど R5年度	ねんど R6年度	
ほうもんけい 訪問系 サービス	きよたくかいご じゆうどほうもんかいご 居宅介護、重度訪問介護、 こうどうせんご どうこうせんご 行動援護、同行援護、 じゆうとしやうがしやどうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	じんかん 時間	17,923	17,991	19,007	18,560	20,495	21,403	22,237	23,089	24,118	25,109
	にん 人	820	847	881	922	1,038	1,095	1,147	1,198	1,254	1,314	
にちちゆうかつどうけい 日中活動系 サービス	せいかつかいご 生活介護	にんにち 人日	16,616	17,402	17,557	17,459	17,935	18,589	19,051	19,521	20,002	20,557
	にん 人	810	850	868	903	959	1,005	1,043	1,081	1,119	1,163	
	じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	にんにち 人日	253	205	226	186	251	253	264	284	304	336
	にん 人	15	12	14	13	16	17	17	19	20	22	
	じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	にんにち 人日	465	395	359	428	443	472	489	510	533	581
	にん 人	26	24	23	32	33	35	37	38	40	42	
	じゆうちゆうい こうしえん 就労移行支援	にんにち 人日	1,159	1,448	1,436	1,307	1,629	1,689	1,728	1,769	1,813	1,866
	にん 人	60	84	82	82	92	97	99	103	105	108	
	じゆうちゆうけいぞくしえん がた 就労継続支援(A型)	にんにち 人日	4,039	4,936	5,410	5,909	6,689	7,456	8,163	8,873	9,538	10,417
	にん 人	191	233	270	310	338	380	419	459	498	549	
	じゆうちゆうけいぞくしえん がた 就労継続支援(B型)	にんにち 人日	7,478	8,239	8,814	9,149	9,359	10,069	10,516	10,967	11,421	12,012
	にん 人	430	473	515	579	574	619	655	692	730	775	
	じゆうちゆうていぢやくしえん 就労定着支援	にん 人	/	/	/	9	17	22	25	28	32	38
	りようようかいご 療養介護	にん 人	45	46	45	46	45	46	46	46	46	46
	たん きにゆうしよ ふくしがた 短期入所(福祉型)	にんにち 人日	615	560	1,105	1,215	1,242	1,391	1,507	1,624	1,740	1,904
	にん 人	138	136	161	209	212	237	256	275	294	320	
たん きにゆうしよ いりゆうがた 短期入所(医療型)	にんにち 人日	28	38	34	37	71	80	94	98	112	128	
にん 人	7	9	9	9	12	14	16	17	19	22		
きよじゆうけい 居住系 サービス	じりつせいかつせんじよ 自立生活援助	にん 人	/	/	/	0	4	5	5	5	5	
	きようどうせいかつせんじよ 共同生活援助	にん 人	190	221	227	249	251	268	278	289	300	314
	しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	にん 人	339	335	347	344	343	345	349	352	356	360
そうだんしえん 相談支援	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	にん 人	246	294	316	295	515	586	624	663	702	758
	ちいさいこうしえん 地域移行支援	にん 人	1	1	0	0	6	8	8	9	9	10
	ちいきていぢやくしえん 地域定着支援	にん 人	1	0	0	0	4	6	6	7	7	8
きよたくほうもんがたじどうほうたつしえん 居宅訪問型児童発達支援	にんにち 人日	/	/	/	0	22	26	30	30	30	32	
	にん 人	/	/	/	0	5	6	7	7	7	7	
しょうがいじつしよしえん 障害児通所支 援	じどうほうたつしえん 児童発達支援	にんにち 人日	2,962	3,604	4,404	4,178	4,734	5,236	5,810	6,438	7,124	7,920
	にん 人	427	509	604	631	694	748	813	904	1,004	1,109	
	ほう がごどう 放課後等デイサービス	にんにち 人日	5,846	7,338	8,286	8,667	9,476	10,375	11,226	12,095	12,986	14,021
	にん 人	519	624	713	804	1,216	1,357	1,492	1,628	1,766	1,938	
	ほいしくしどうほうもんしえん 保育所等訪問支援	にんにち 人日	0	4	0	6	13	19	21	22	24	27
	にん 人	0	4	0	6	13	16	18	19	21	24	
	いりゆうがたじどうほうたつしえん 医療型児童発達支援	にんにち 人日	119	104	150	88	185	210	246	267	288	328
	にん 人	7	6	9	7	14	17	20	22	24	28	
しょうがいじ そうだんしえん 障害児相談支援	にん 人	62	99	158	217	361	428	495	563	627	722	

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

⑤ 東和圏域

こうせいしちようそん 構成市町村	てんりし さくらいし かわにしちよう みやけちよう たわらもとまち 天理市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、 宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村
けんいきそうじんこう 圏域総人口	202,134人(H31年3月1日現在)
けんいきそうめんせき 圏域総面積	658.05km ²

こう 項目	たんい 単位	じつ 実績				み 見込						
		ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度	ねんど H30年度	ねんど H31年度	ねんど R2年度	ねんど R3年度	ねんど R4年度	ねんど R5年度	ねんど R6年度	
ほうもんけい 訪問系 サービス	きよたくかいご じゆうどほうもんかいご 居宅介護、重度訪問介護、 こうどうせんご とうこうせんご 行動援護、同行援護、 じゆうとしようがかしどうぼうかつしえん 重度障害者等包括支援	じんかん 時間	12,224	11,932	12,957	12,276	13,967	14,525	15,116	15,668	15,929	16,423
	にん 人	535	591	607	619	721	734	748	770	783	800	
にちちがかつどうけい 日中活動系 サービス	せいかつかいご 生活介護	にんにち 人日	14,384	14,723	14,811	14,576	14,299	14,503	14,663	14,842	15,002	15,192
	にん 人	692	725	754	757	748	758	766	775	783	792	
	じりつぐんれん きのうぐんれん 自立訓練(機能訓練)	にんにち 人日	178	197	273	107	165	188	198	223	233	248
	にん 人	11	14	17	9	13	14	15	17	18	20	
	じりつぐんれん せいかつぐんれん 自立訓練(生活訓練)	にんにち 人日	838	789	900	985	1,046	1,141	1,141	1,216	1,216	1,286
	にん 人	48	50	52	59	65	67	67	72	72	74	
	じゆうちうい こうしえん 就労移行支援	にんにち 人日	563	586	671	600	844	854	865	877	888	900
	にん 人	33	34	33	34	44	47	49	51	53	56	
	じゆうちうけいぞくしえん がた 就労継続支援(A型)	にんにち 人日	2,000	2,279	2,647	2,768	2,767	2,803	3,221	3,485	3,779	4,128
	にん 人	92	108	125	138	140	153	167	183	202	225	
	じゆうちうけいぞくしえん がた 就労継続支援(B型)	にんにち 人日	4,806	5,026	5,041	5,094	5,359	5,502	5,624	5,731	5,844	5,981
	にん 人	269	279	292	320	311	325	339	353	369	387	
	じゆうちうていぢやくしえん 就労定着支援	にん 人	/	/	/	4	12	15	17	18	20	23
	りようようかいご 療養介護	にん 人	37	39	40	39	39	39	40	40	41	42
	たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所(福祉型)	にんにち 人日	1,005	1,034	1,121	1,119	1,241	1,264	1,282	1,300	1,318	1,340
	にん 人	113	129	176	191	193	197	200	203	206	210	
たんきにゅうしょ いりようがた 短期入所(医療型)	にんにち 人日	0	0	25	47	38	38	43	43	48	52	
にん 人	0	0	6	10	8	8	9	9	10	11		
きよじゆうけい 居住系 サービス	じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	にん 人	/	/	/	0	5	6	7	7	7	7
	きようどうせいかつえんじよ 共同生活援助	にん 人	141	154	168	179	177	196	216	232	250	278
そうだんしえん 相談支援	しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	にん 人	268	268	269	263	258	257	258	259	258	258
	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	にん 人	152	211	224	253	605	636	664	688	721	753
きよたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援	ちいさいこうしえん 地域移行支援	にん 人	0	1	0	0	6	6	6	7	7	7
	ちいきていぢやくしえん 地域定着支援	にん 人	0	0	0	0	5	5	5	6	6	6
しょうがいじつしうしえん 障害児通所支 援	にんにち 人日	/	/	/	0	15	20	20	25	25	27	
	にん 人	/	/	/	0	4	5	5	6	6	10	
	にんにち 人日	1,439	1,576	1,676	1,774	2,740	2,884	2,929	3,075	3,122	3,275	
	にん 人	202	212	261	284	293	314	325	342	355	375	
ほうがごどう 放課後等デイサービス	にんにち 人日	3,198	3,804	4,271	4,738	5,683	6,142	6,595	6,992	7,440	8,069	
	にん 人	310	364	432	491	560	589	616	634	652	678	
ほいくしどうほうもんしえん 保育所等訪問支援	にんにち 人日	0	2	2	3	9	11	14	17	20	25	
	にん 人	0	2	2	2	7	8	10	12	14	17	
いりようがたじどうはつたつしえん 医療型児童発達支援	にんにち 人日	34	50	57	27	47	77	77	97	97	105	
	にん 人	2	3	3	2	5	7	7	8	8	8	
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	にん 人	36	37	47	63	163	180	192	203	215	231	

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

⑥ 南和圏域

構成市町村	五條市、吉野町、下市町、大淀町、黒滝村、 天川村、野迫川村、十津川村、上北山村、 下北山村、川上村、東吉野村
圏域総人口	66,907人(H31年3月1日現在)
圏域総面積	2346.92km ²

項目	単位	実績				見込						
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援	時間	3,269	3,349	3,420	3,121	3,913	4,022	4,063	4,066	4,077	4,136
	人	160	160	164	166	192	201	206	210	215	223	
日中活動系サービス	生活介護	人日	5,293	5,358	5,215	4,988	5,914	5,912	5,910	5,923	5,946	5,956
		人	250	257	253	248	439	438	439	439	440	441
	自立訓練(機能訓練)	人日	50	68	56	46	102	82	102	102	102	102
		人	3	3	3	2	5	4	5	5	4	4
	自立訓練(生活訓練)	人日	70	59	99	64	192	244	241	261	241	250
		人	5	6	6	7	13	16	16	17	16	17
	就労移行支援	人日	307	321	404	413	312	558	591	718	921	1,231
		人	15	15	20	22	17	31	35	46	64	92
	就労継続支援(A型)	人日	563	768	898	920	745	822	901	957	1,016	1,101
		人	27	31	41	45	38	43	47	50	54	59
	就労継続支援(B型)	人日	2,998	2,857	2,989	3,039	3,398	3,430	3,794	3,881	3,978	4,167
		人	255	151	167	183	164	164	170	175	179	183
	就労定着支援	人	/	/	/	7	7	7	8	8	8	8
		人	15	15	15	15	18	19	19	19	19	19
	療養介護	人日	255	311	464	434	453	536	599	676	771	898
		人	25	30	41	48	49	55	57	58	58	60
短期入所(福祉型)	人日	4	5	11	5	0	0	0	0	0	0	
	人	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	
短期入所(医療型)	人日	4	5	11	5	0	0	0	0	0	0	
	人	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	
居住系サービス	自立生活援助	人	/	/	/	0	2	2	2	2	2	
		人	59	60	65	66	144	148	153	158	164	
	共同生活援助	人	162	161	158	153	218	216	214	214	215	
施設入所支援	人	162	161	158	153	218	216	214	214	215	214	
	人	162	161	158	153	218	216	214	214	215	214	
	人	162	161	158	153	218	216	214	214	215	214	
相談支援	計画相談支援	人	102	117	101	138	187	185	185	185	186	
	地域移行支援	人	0	0	0	0	2	2	2	2	2	
	地域定着支援	人	0	0	0	0	1	1	1	1	1	
居宅訪問型児童発達支援	人日	/	/	/	0	0	0	0	0	0		
	人	/	/	/	0	0	0	0	0	0		
障害児通所支援	児童発達支援	人日	85	154	179	259	198	214	225	244	179	
		人	14	24	28	42	23	25	27	29	32	
	放課後等デイサービス	人日	652	1,084	1,483	1,370	1,064	1,341	1,623	2,003	2,545	
		人	53	80	100	106	89	107	122	139	163	
	保育所等訪問支援	人日	0	0	3	1	3	6	6	7	7	
		人	0	0	3	1	4	5	5	6	6	
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	9	0	0	0	0	0	
		人	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
障害児相談支援	人	6	7	7	9	23	26	27	28	29		

※人日：月間の利用人数×1人1ヶ月あたりの平均利用日数

※人：月間の利用人数

3. 障害者雇用の推進に関するデータ

① 一般就労への移行者数の内訳

(単位:人)

項目	実績				見込						
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
一般就労への移行者数	104	121	88	117	196	243	277	311	333	380	
福祉施設別内訳 (福祉施設別内訳)	就労移行支援	39	46	40	50	64	81	85	91	92	101
		37.5%	38.0%	45.5%	42.7%	32.7%	33.3%	30.7%	29.3%	27.6%	26.5%
	就労継続支援A型	10	19	9	18	54	59	65	68	71	76
		9.6%	15.7%	10.2%	15.4%	27.6%	24.3%	23.5%	21.9%	21.3%	20.0%
	就労継続支援B型	30	37	23	37	57	71	91	104	120	145
		28.8%	30.6%	26.1%	31.6%	29.1%	29.2%	32.9%	33.4%	36.0%	38.0%
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	5	10	15	15	22
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	3.6%	4.8%	4.5%	5.8%	
自立訓練(生活訓練)	23	15	13	11	16	9	9	9	11	10	
	22.1%	12.4%	14.8%	9.4%	8.2%	3.7%	3.2%	2.9%	3.3%	2.6%	
生活介護	2	4	3	1	5	18	17	24	24	36	
	1.9%	3.3%	3.4%	0.9%	2.6%	7.4%	6.1%	7.7%	7.2%	9.3%	
各種支援別内訳 (各種支援別内訳)	委託訓練事業	2	4	4	3	19	29	35	47	47	59
		1.9%	3.3%	4.5%	2.6%	9.7%	11.9%	12.6%	15.1%	14.1%	15.5%
	トライアル雇用	11	21	10	19	36	45	53	57	63	72
		10.6%	17.4%	11.4%	16.2%	18.4%	18.5%	19.1%	18.3%	18.9%	19.1%
※複数選択可	職場適応援助者	5	11	9	10	28	38	48	55	60	73
		4.8%	9.1%	10.2%	8.5%	14.3%	15.6%	17.3%	17.7%	18.0%	19.1%
	障害者就業・生活支援センター	50	65	44	60	127	154	185	207	219	251
	48.1%	53.7%	50.0%	51.3%	64.8%	63.4%	66.8%	66.6%	65.8%	66.0%	

② 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上である事業所の割合

(単位:人)

項目	実績				見込					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
就労移行支援事業所数 (各年度の4月1日現在の利用者数>0)	a	19	22	18	21	23	21	21	21	21
就労移行率が3割以上の事業所数	b	6	6	4	9	10	14	13	15	15
就労移行率が3割以上の事業所数の割合	b/a	31.6%	27.3%	22.2%	42.9%	43.5%	66.7%	61.9%	71.4%	71.4%

③ 福祉施設の利用者のうち公共職業安定所における支援対象者数

(単位:人)

項目	実績				見込					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
公共職業安定所における支援対象者数	351	417	415	493	565	647	695	723	743	796

④ 奈良県における民間企業の雇用状況

(単位:人)

		H22.6.1	H23.6.1	H24.6.1	H25.6.1	H26.6.1	H27.6.1	H28.6.1	H29.6.1	H30.6.1
実雇用率	奈良県	2.08%	2.08%	2.15%	2.22%	2.22%	2.40%	2.60%	2.62%	2.67%
	全国	1.68%	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%	2.05%
雇用障害者数	奈良県	1,367.5	1,566.5	1,651.0	1,761.5	1,822.5	1,982.5	2,222.5	2,293.5	2,449.5
	全国	342,973.5	366,199.0	382,363.5	408,947.5	431,225.5	453,133.5	474,374.0	495,795.0	534,769.5
雇用率達成企業の割合	奈良県	57.07%	55.12%	59.30%	55.80%	56.20%	58.60%	60.40%	63.20%	57.40%
	全国	46.97%	45.28%	46.80%	42.70%	44.70%	47.20%	48.80%	50.00%	45.90%

民間企業:常用労働者数50人以上
 ※出典:①~③「福祉施設からの一般就労移行者数に関する調査」(H30年度県障害福祉課調査)

④ 厚生労働省調査

4. 人材育成に関するデータ

① 研修の概要

区分	目的	内容	対象者
相談支援従事者初任者研修	障害者ケアマネジメントに基づき、新たに相談支援事業に従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者総合支援法*76」の概要 障害者ケアマネジメントの手法 地域生活支援 アセスメント、サービス等利用計画*40等の演習 	相談支援業務に従事しようとする者
相談支援従事者現任者研修	障害者ケアマネジメントに基づき、現に相談支援事業に従事する者へのフォローアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者総合支援法*76」の基本的理解 障害者ケアマネジメントの実践演習 チームアプローチ スーパーバイズ、自己検証 	指定相談支援事業所*102等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者
サービス管理責任者等研修	「障害者総合支援法*76」に基づく障害福祉サービスを実施する事業者の指定に係る人員配置基準等において規定された、サービス管理責任者等として従事しようとする者に対し、必要な知識、技能の修得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者等の役割 アセスメント、モニタリングの手法 サービス提供プロセスの管理に関する演習(分野別) 介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労、児童 	指定障害福祉サービス事業所*81等において、サービス管理責任者等に従事しようとする者
サービス管理責任者等基礎研修	「障害者総合支援法*76」に基づく指定障害福祉サービス等において、サービス管理責任者等として従事している者又は従事しようとする者に対して、一定期間ごとの知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供の基本的な考え方 サービス提供のプロセス サービス等利用計画*40と個別支援計画の関係 サービス提供における利用者主体のアセスメント 個別支援計画作成のポイント等 	指定障害福祉サービス事業所*81等においてサービス管理責任者等として従事しようとする者であって、一定年数以上の実務経験を有する者

区 分	目 的	内 容	対 象 者
サービス管理 責任者等実践 研修	「障害者総合支援法*76」に 基づく指定障害福祉サービ ス等において、サービス管理 責任者等として従事している ものまたは従事しようとする者 に又は対して、一定期間ごとの知識 や技術の更新を図るととも に、実践の積み重ねを行い ながら段階的なスキルアップ を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施策の最新の 動向 ・モニタリングの方法 ・個別支援会議の運営方法 ・サービス提供職員への 助言・指導 ・サービス担当者会議と自立 支援協議会の活用等 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等 基礎研修を修了後、 本研修の受講開始前5 年間に指定障害福祉サ ービス事業所*81等におい て通算して2年以上、相 談支援の業務または直接 支援の業務に従事した もので、指定障害福祉サ ービス事業所等において、 サービス管理責任者等と して従事している者又は 従事しようとする者等
サービス管理 責任者等更新 研修		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施策の最新の 動向 ・サービス提供の自己検証に 関して、事業所及びサービス 管理責任者等としての自己 検証 ・関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等 実践研修を修了後、 指定障害福祉サービ ス事業所*81等でサービス 管理責任者等の業務に 従事しているものまたは従事 しようとする者 ・平成31年3月末日まで にサービス管理責任者等 としての従事要件を満た している者等
サービス等 利用計画*40等 の評価専門研 修	<p>相談支援専門員*103が作成 するサービス等利用計画等 およびサービス管理責任者が 作成する個別支援計画の 評価研修を実施することに より、両者の計画作成能力 並びにケアマネジメント能力 の向上及び連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作成した計画をグループス ーパービジョン等の手法を用 いて、研修生同士が評価す る ・相談支援専門員とサービス 等管理責任者の合同研修に より連携の重要性を認識さ せる 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定相談支援事業所*102 および指定障害福祉サー ビス事業所*81等におい て、相談支援業務及びサ ービス管理責任者等に 従事しており、一定の経 験を有する者

区 分	目 的	内 容	対 象 者
強度行動障害 *21 支援者養成 研修	強度行動障害のある人に対し、安定した日常生活を送ることができるよう、適切な支援を行うことができる。人材の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 強度行動障害の特性、支援技術の基礎知識等に関する講義・演習 障害特性の評価及び支援計画の作成に関する講義・演習 	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害福祉サービス事業所*81等において、強度行動障害のある利用者を支援している者及び支援を予定している者
障害支援区分 *65 認定調査員 *138 研修	公平、公正かつ適切な認定調査を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査に関する基本的な考え方 支給決定手続きの流れ 認定基準、一次判定、二次判定の考え方 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員 指定相談支援事業所*102の職員等
市町村審査会 委員*48 研修	公平、公正かつ適切な審査判定を実施するため、必要な知識、技能の修得及び向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 審査判定に関する基本的な考え方 支給決定手続きの流れ 認定基準、一次判定、二次判定の考え方 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村審査会委員に委嘱された者、委嘱が予定されている者
主治医研修	障害支援区分*65の判定の重要な資料である医師意見書の記載が適切に行われるよう、医師意見書の記載方法等について研修を行い、適切な審査の実施を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 主治医の役割 支給決定のしくみ 市町村審査会における審査判定の方法 医師意見書の具体的記載方法 事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> 医師意見書を記載する医師
障害者権利 擁護・虐待 防止研修	障害者虐待防止と権利擁護に関する基本的な考え方の習得を旨とするとともに、自治体や障害福祉サービス事業所*81等において事案対応や虐待防止の取組を担う人材の養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護・虐待防止に関する基礎知識 市町村虐待防止センターにおける対応 虐待防止と早期発見のための体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業所等の管理者及び従事者 市町村職員 委託相談支援事業所*102の職員 関係機関の職員・県民

区 分	目 的	内 容	対 象 者
精神保健福祉 担当者研修	精神保健福祉相談を受ける 際に必要とされる統合失調 症やうつ病等の精神疾患の 基本的な知識やその対応の 仕方について理解を深める ことで、特性に応じた適切な 精神保健福祉業務が行え る人材の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県の精神保健福祉行政 ・奈良県の精神保健福祉対策 ・精神疾患の知識とその対応 ・精神障害のある人にかかる制度を理解する ・当事者の想いを理解する ・精神障害のある人の障害の特性と具体的な支援 ・グループワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内精神科病院、県内市役所、県内町村役場、保健センター、地域包括支援センター、保健所、「障害者総合支援法*76」に基づく障害者支援機関等において精神保健福祉業務を担う主に初任者、従事年数の少ない職員、これまで専門的に精神保健福祉相談について専門的に学んでいない職員
医療的ケア*10児 等支援者養成 研修	医療的ケア児等が地域で 安心して暮らしていけるよう、 適切な支援が行える人材の 養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援の特徴 ・障害のある子どもの成長と発達 ・福祉制度の枠組みと家族支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害福祉事業所等の支援員、保健師、訪問看護師等で、医療的ケア児等を支援しようとする者
医療的ケア児等 コーディネーター *11養成研修	医療的ケア*10児等が地域で 安心して暮らしていけるよう、 専門的な知識に基づいて、 関係機関と連携し支援が行 える人材の養成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等コーディネーターの役割 ・障害のある子どもの成長と発達 ・福祉制度の枠組みと家族支援 ・計画作成、支援体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員*103等、医療的ケア児等コーディネーターの役割を担う者

けんしゅうしゅうりょうしやすう すい
② 研修修了者数の推移

たんい にん
(単位:人)

く ぶん 区 分	じつ せき 実績										みこみ 見込
	ねんど H22年度	ねんど H23年度	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度	ねんど H30年度	ねんど R1年度	
そうだんし えんじゅうじしゃよにんしゃけんしゅう 相談支援従事者初任者研修	150	174	194	199	166	154	155	115	133	115	
そうだんし えんじゅうじしゃげんにんけんしゅう 相談支援従事者現任研修	25	54	53	63	57	70	61	70	83	81	
かんりせきにんしゃどうこうけんしゅう サービス管理責任者等研修	174	177	216	228	290	199	241	403	250		
かいご 介護	52	57	59	59	77	49	59	117	62		
ちいさせいかつ しんたい 地域生活(身体)	0	0	0	0	0	0	2	0	5		
ちいさせいかつ ちてき せいしん 地域生活(知的・精神)	50	43	53	50	52	48	57	78	51		
しゅう ろう 就 労	47	41	47	46	57	48	61	101	60		
じ どう 児 童	25	36	57	73	54	54	62	107	72		
かんりせきにんしゃどうき そけんしゅう サービス管理責任者等基礎研修										240	
かんりせきにんしゃどうじっせんけんしゅう サービス管理責任者等実践研修											
かんりせきにんしゃどうこうしんけんしゅう サービス管理責任者等更新研修										300	
どうり ようけいかくどう ひょうかせんもんけんしゅう サービス等利用計画等の評価専門研修						104	95	54	84		
そうだんし えんせんもんいん 相談支援専門員						49	48	22	29		
どうかんりせきにんしゃ サービス等管理責任者						55	47	32	55		
きょうどうどうしやうがのし えんしやうせいけんしゅう 強度行動障害支援者養成研修						230	234	316	239	200	
き そけんしゅう 基礎研修						115	117	158	120	100	
じっせんけんしゅう 実践研修						115	117	157	119	100	
しょうがいし えんくぶん にていちょうさいけんしゅう 障害支援区分認定調査員研修	59	57	69	66	127	89	77	63	71	69	
にんていちょうさいいんいしよく よてい しゃ 認定調査員委嘱(予定)者	21	24	32	20	58	43	49	36	39	36	
しちょうそんしよくいん 市町村職員	38	33	37	46	69	46	28	27	32	33	
しちょうそんしん しかい いんけんしゅう 市町村審査会委員研修	64	62	49	52	60	24	-	45	36	32	
しんさかい いんいしよく よてい しゃ 審査会委員委嘱(予定)者	57	43	33	37	41	16	-	37	29	24	
しちょうそんしよくいん 市町村職員	7	19	16	15	19	8	-	8	7	8	
しゅじ いけんしゅう 主治医研修	96	108	44	121	99	173	110	103	106	106*	
い し 医 師	71	104	41	105	90	160	99	92	96	96*	
しちょうそんしよくいん 市町村職員	25	4	3	16	9	13	11	11	10	10*	
しょうがいしやくけんりようご きやくたいぼうしけんしゅう 障害者権利擁護・虐待防止研修		305	327	167	243	242	238	136	203	295	
せいしんほけんふくしたんどうしゃけんしゅう 精神保健福祉担当者研修										138	
いりようてき じどうしえんしやうせいけんしゅう 医療的ケア児等支援者養成研修										29	
いりようてき じどう ようせいけんしゅう 医療的ケア児等コーディネーター養成研修										37	

ねんどじっせきち
※H30年度実績値

だい ぶ
第4部

さんこうしりょう
参考資料

1. 障害者手帳所持者数等の推移

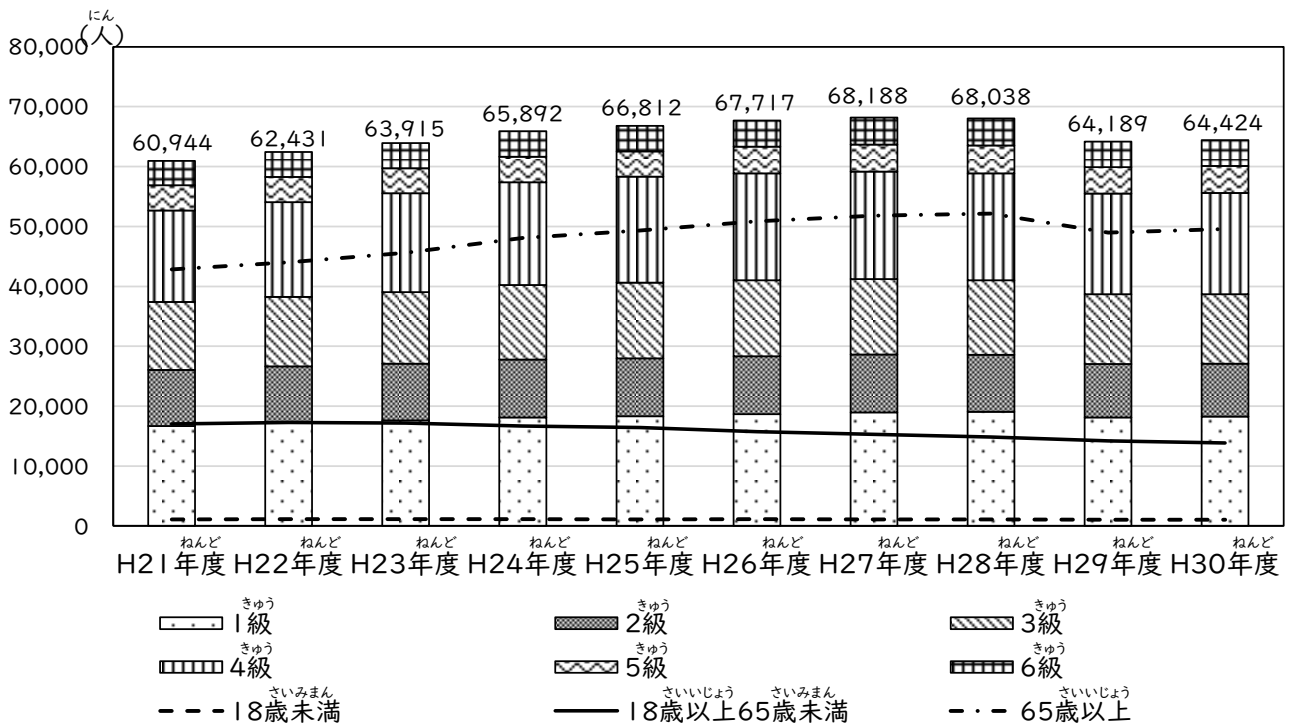
(1) 身体障害者手帳所持者

○平成30年度の身体障害者手帳所持者数は64,424人で、平成21年度の60,944人よりも3,480人(5.7%)増加しています。

○平成30年度の部位別内訳は、肢体不自由53.4%、内部障害28.9%、聴覚・平衡機能障害9.4%、視覚障害7.2%、音声・言語・そしゃく機能障害1.0%となっています。

○平成30年度の級別内訳は、1級28.3%、4級26.3%、3級18.0%、2級13.8%、5級7.0%、6級6.7%となっています。

○平成30年度の年齢別内訳は、65歳以上76.9%、18歳以上65歳未満21.5%、18歳未満1.6%となっています。



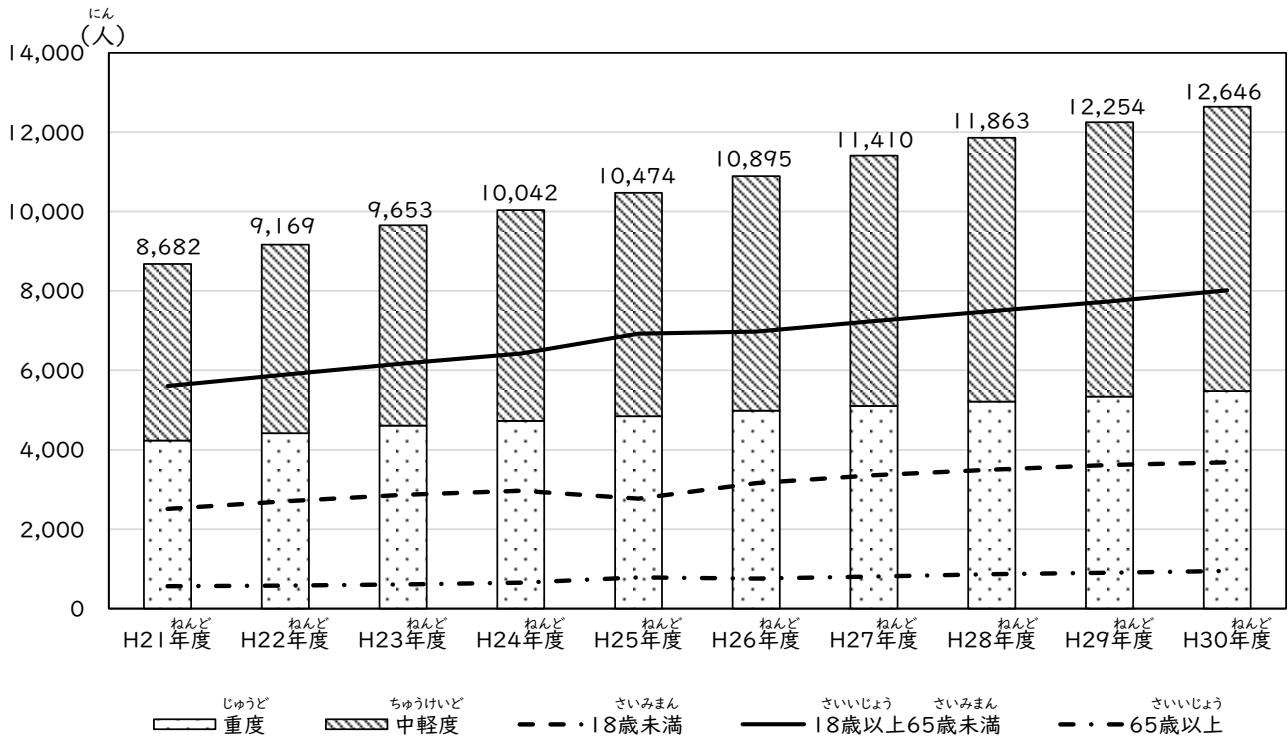
		ねんど H21年度	ねんど H22年度	ねんど H23年度	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度	ねんど H30年度
ぶ い べつちわけ (部位別内訳)	したいふじゆう 肢体不自由	56.0%	56.0%	56.1%	56.0%	56.1%	55.6%	55.0%	54.5%	54.0%	53.4%
	ないぶしょうがい 内部障害	25.2%	25.5%	25.7%	26.0%	26.2%	26.7%	27.3%	27.7%	28.4%	28.9%
	ちようかく へいこうきの うしじょうがい 聴覚・平衡機能障害	9.5%	9.3%	9.3%	9.2%	9.1%	9.2%	9.3%	9.3%	9.3%	9.4%
	しかくしょうがい 視覚障害	8.3%	8.1%	7.9%	7.7%	7.6%	7.6%	7.5%	7.4%	7.3%	7.2%
	おんねい げんご 音声・言語・そしやく機能障害	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
きゆうべつちやく (級別内訳)	きゆう 1級	27.4%	27.6%	27.6%	27.5%	27.4%	27.6%	27.8%	28.0%	28.2%	28.3%
	きゆう 2級	15.3%	15.1%	14.8%	14.7%	14.4%	14.3%	14.1%	14.0%	13.9%	13.8%
	きゆう 3級	18.6%	18.6%	18.7%	18.9%	18.9%	18.8%	18.5%	18.3%	18.2%	18.0%
	きゆう 4級	25.1%	25.3%	25.8%	26.0%	26.5%	26.4%	26.3%	26.2%	26.2%	26.3%
	きゆう 5級	6.9%	6.8%	6.6%	6.5%	6.4%	6.6%	6.7%	6.8%	6.9%	7.0%
	きゆう 6級	6.7%	6.6%	6.5%	6.5%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.7%	6.7%
ねんれいべつちわけ (年齢別内訳)	さいみまん 18歳未満	1.8%	1.8%	1.8%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
	さいいじじゆう さいみまん 18歳以上65歳未満	27.9%	27.7%	26.9%	25.3%	24.6%	23.2%	22.4%	21.8%	22.1%	21.5%
	さいいじじゆう 65歳以上	70.3%	70.5%	71.4%	73.0%	73.8%	75.1%	76.0%	76.6%	76.3%	76.9%

りょういくてちょうしょじしや
(2) 療育手帳所持者

へいせい ねんど りょういくてちょうしょじしやすう ねん へいせい ねんど ねん へいせい ねんど
○平成30年度の療育手帳所持者数は 12,646人で、平成21年度8,682人よりも 3,964人
(45.7%)増加しています。

へいせい ねんど きゅうべつうちわけ ちゅうけいど じゅうど
○平成30年度の級別内訳は、中軽度56.7%、重度43.3%となっています。

へいせい ねんど ねんれいべつうちわけ さいいじょう さいみまん さいみまん さいいじょう
○平成30年度の年齢別内訳は、18歳以上65歳未満63.4%、18歳未満29.1%、65歳以上
7.5%となっています。



		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
きゅうべつうちわけ (級別内訳)	じゅうど 重度	48.7%	48.2%	47.7%	47.1%	46.3%	45.7%	44.7%	43.9%	43.6%	43.3%
	ちゅうけいど 中軽度	51.3%	51.8%	52.3%	52.9%	53.7%	54.3%	55.3%	56.1%	56.4%	56.7%
ねんれいべつうちわけ (年齢別内訳)	さいみまん 18歳未満	28.9%	29.5%	29.7%	29.6%	26.4%	29.0%	29.4%	29.5%	29.5%	29.1%
	さいいじょう さいみまん 18歳以上65歳未満	64.6%	64.2%	64.0%	63.9%	66.1%	64.0%	63.5%	63.2%	63.1%	63.4%
	さいいじょう 65歳以上	6.5%	6.3%	6.3%	6.5%	7.5%	6.9%	7.1%	7.3%	7.4%	7.5%

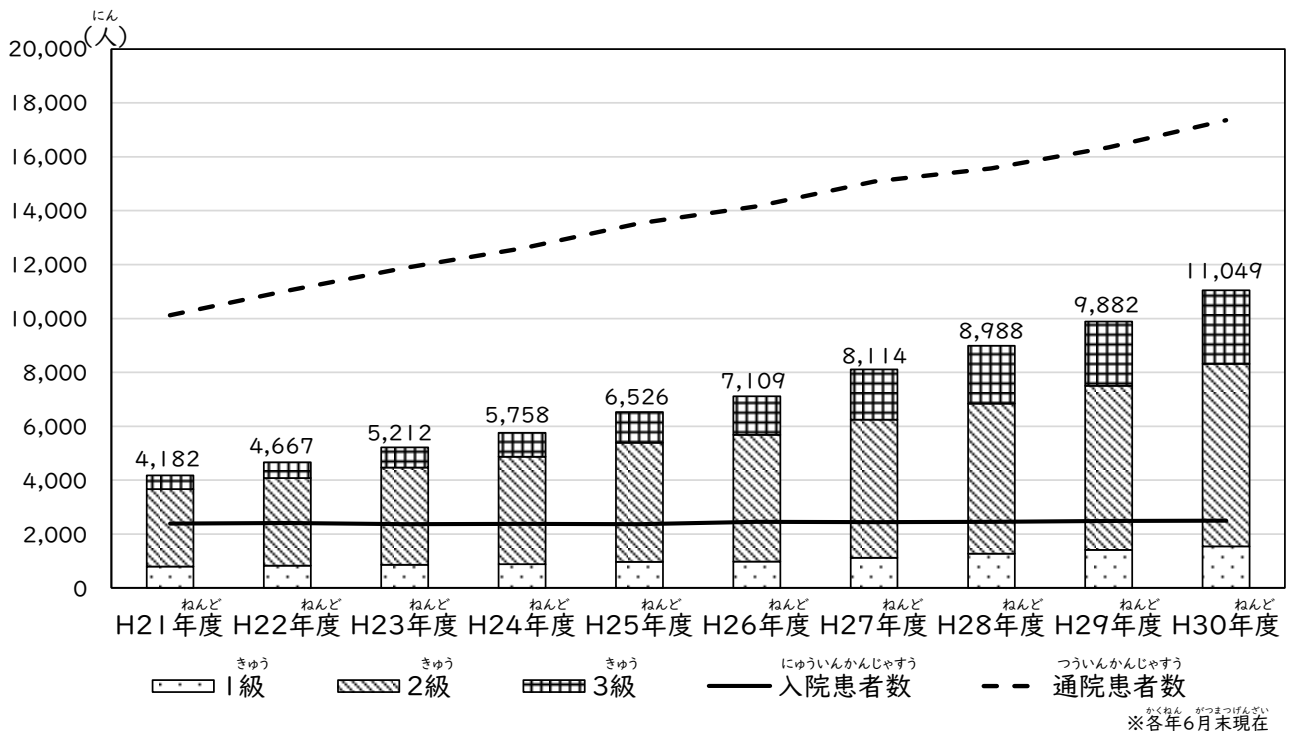
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃどう
 (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者等

へいせい ねんど せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうしょじしゃどう ねん へいせい ねんど
 ○平成30年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は11,049人で、平成21年度の4,182
 ねん へいせい ねんど
 人よりも6,867人(164.2%)増加しています。

へいせい ねんど せいしんかびょういんにゅういんかんじゃすう ねん へいせい ねんど ねん
 ○平成30年度の精神科病院入院患者数は2,501人で、平成21年度の2,389人よりも112
 ねん へいせい ねんど
 人(4.7%)増加しています。

へいせい ねんど じりつしえんいりょう せいしんつういん じゅきゅうかんじゃすう ねん へいせい ねんど
 また、平成30年度の自立支援医療(精神通院)受給患者数は17,361人で、平成21年度の
 ねん へいせい ねんど
 10,120人よりも7,261人(71.7%)増加しています。

へいせい ねんど きゅうべつうちわけ きゅう きゅう きゅう
 ○平成30年度の級別内訳は、2級61.3%、3級24.7%、1級14.0%となっています。



せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
①精神障害者保健福祉手帳

たんい にん
(単位:人)

	ねんど H21年度	ねんど H22年度	ねんど H23年度	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度	ねんど H30年度
てちょうしよじしやすう 手帳所持者数	4,182	4,667	5,212	5,758	6,526	7,109	8,114	8,988	9,882	11,049
きゆうべつうちやく (級別内訳)	きゆう 1級	799	826	858	885	967	985	1,116	1,271	1,419
	きゆう 2級	2,867	3,248	3,616	3,987	4,424	4,697	5,127	5,566	6,079
	きゆう 3級	516	593	738	886	1,135	1,427	1,871	2,151	2,730

かくねん がつまげんざい
※各年6月末現在

せいしんかびやういんにゆういんかんじや じりつしえんいりやう せいしんつういん じゆきゆうかんじやすう
②精神科病院入院患者・自立支援医療(精神通院)受給患者数

たんい にん
(単位:人)

	ねんど H21年度	ねんど H22年度	ねんど H23年度	ねんど H24年度	ねんど H25年度	ねんど H26年度	ねんど H27年度	ねんど H28年度	ねんど H29年度	ねんど H30年度
にゆういんかんじやすう 入院患者数	2,389	2,415	2,369	2,373	2,363	2,456	2,444	2,455	2,485	2,501
つういんかんじやすう 通院患者数	10,120	11,027	11,877	12,601	13,528	14,159	15,085	15,567	16,346	17,361

かくねん がつまげんざい
※各年6月末現在

(4) 指定難病¹³²認定患者数

○平成30年度の指定難病¹³²認定患者数は11,858人で、平成21年度の8,374人よりも、3,484人(41.6%)増加しています。

○平成30年度の疾患別内訳は、進行性核上性麻痺・パーキンソン病・大脳皮質基底核変性症の合計が17.3%、潰瘍性大腸炎が14.5%、全身性エリテマトーデスが5.5%、皮膚筋炎／多発性筋炎・全身性強皮症の合計が5.0%等となっています。

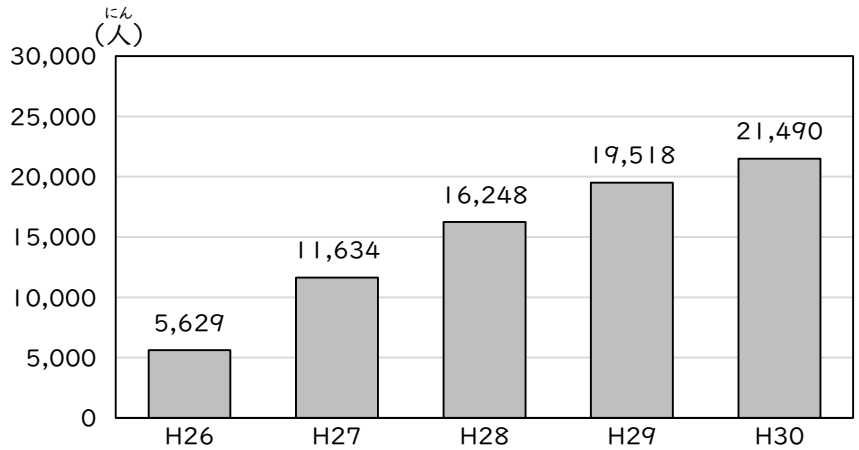
(単位:人)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指定難病公費負担患者数	8,374	8,960	9,566	10,074	10,633	11,037	12,054	12,377	11,512	11,858
パーチエツト病	150	153	155	162	165	167	172	165	127	126
多発性硬化症/視神経髄炎	177	181	202	213	219	227	238	246	214	218
重症筋無力症	191	200	217	241	261	271	280	279	278	273
全身性エリテマトーデス	644	652	660	663	663	673	690	681	651	653
再生不良性貧血	135	139	159	158	160	148	159	157	124	125
サルコイドーシス	200	202	228	235	252	255	260	248	161	169
筋萎縮性側索硬化症	100	99	107	106	121	114	98	105	97	95
皮膚筋炎/多発性筋炎、全身性強皮症	504	532	559	587	604	592	615	628	598	591
特発性血小板減少性紫斑病	289	290	284	280	292	301	310	305	258	229
顕微鏡的多発血管炎、結節性多発動脈炎	86	103	117	125	135	153	145	143	138	131
潰瘍性大腸炎	1,430	1,569	1,700	1,855	1,957	2,045	2,098	2,106	1,771	1,716
高安動脈炎	63	64	65	72	78	77	77	73	53	54
バージャー病	97	101	103	99	100	89	85	80	37	37
天疱瘡	54	59	65	68	70	77	76	71	27	31
脊髄小脳変性症	256	263	275	272	278	287	299	301	299	312
クローン病	346	356	370	385	405	411	428	438	410	426
難治性肝炎のうち劇症肝炎	4	2	3	3	3	2	2	0	0	0
悪性関節リウマチ	63	66	68	68	66	67	63	66	62	57
進行性核上性麻痺、パーキンソン病、大脳皮質基底核変性症	1,252	1,351	1,477	1,575	1,663	1,742	1,836	1,906	1,967	2,053
全身性アミロイドーシス	22	21	26	28	35	38	36	39	38	41
後縦靭帯骨化症	296	336	355	372	404	425	430	416	333	311
ハンチントン病	9	9	11	11	13	12	15	14	15	13
もやもや病	151	162	167	168	179	184	200	206	140	136
多発血管炎性肉芽腫症	16	19	18	20	21	20	0	25	25	28
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	400	429	436	451	483	506	538	553	455	450
多系統萎縮症	148	160	163	173	163	169	163	150	149	147
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	5	5	5	6	6	5	5	4	4	4
膿疱性乾癬(汎発型)	25	31	32	31	29	30	31	30	27	25
広範脊柱管狭窄症	36	35	37	41	43	38	46	45	32	30
原発性胆汁性肝硬変	291	297	309	320	335	333	370	363	294	296
重症急性膵炎	33	22	25	26	38	21	4	1	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	197	205	205	208	210	183	228	242	234	253
混合性結合組織病	71	74	79	88	94	92	102	103	92	90
原発性免疫不全症候群	17	14	17	19	16	19	23	24	24	25
特発性間質性肺炎	87	94	101	100	114	119	145	150	146	168
網膜色素変性症	242	248	258	269	268	268	274	260	246	244
プリオン病	5	6	6	7	11	6	2	4	2	2
肺動脈性肺高血圧症	20	27	34	39	43	36	43	43	46	56
神経線維腫症	32	35	40	42	47	46	48	50	49	49
垂急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	2	3	2	3	3	2	4	4	3	6
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	16	18	23	26	28	35	36	42	44	50
ライゾゾーム病	3	4	4	4	5	7	9	10	9	13
副腎白質ジストロフィー	1	1	1	1	1	2	3	5	3	2
家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	4	3	4	4	4	4	4	6	6	8
脊髄性筋萎縮症	3	6	9	9	14	13	13	14	14	16
球脊髄性筋萎縮症	5	6	7	6	7	6	4	3	7	8
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	17	28	32	42	58	61	63	69	54	53
肥大型心筋症	17	34	48	66	80	98	119	125	121	128
結束型心筋症	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
ミトコンドリア症	2	8	10	10	21	20	20	19	18	19
リンパ脈管筋腫症(LAM)	2	2	2	2	3	3	2	3	3	5
スティーヴンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症	4	0	2	1	1	2	0	6	6	0
黄色靭帯骨化症	5	17	24	38	46	54	80	77	73	76
下垂体性ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌亢進症、下垂体性PRL分泌亢進症、クッシング病、下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症、下垂体性成長ホルモン分泌亢進症、下垂体前葉機能低下症	117	188	230	248	292	316	366	372	389	413
その他	32	31	30	28	26	166	696	901	1,138	1,396

(難病別内訳)

(5) あいサポーター*¹養成数

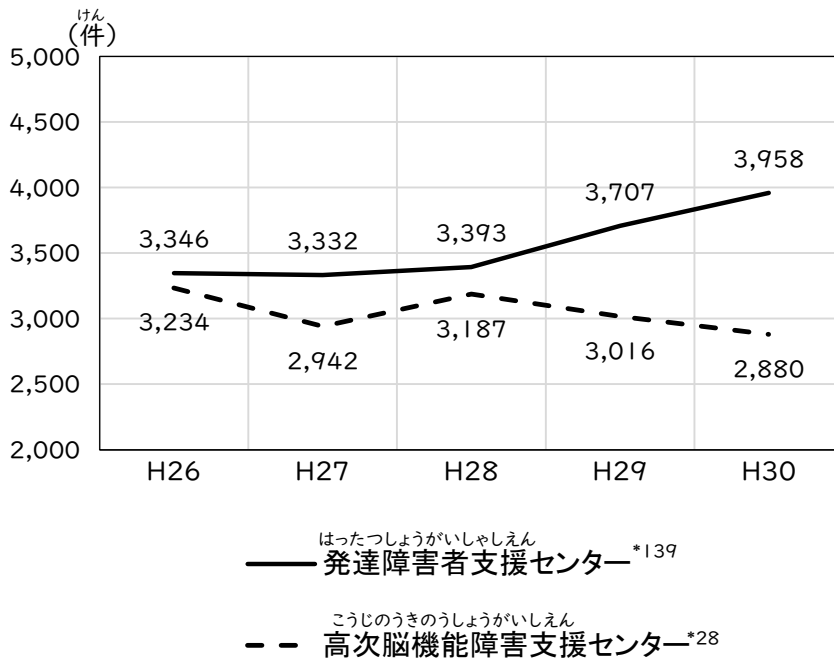
○平成30年度のあいサポーター*¹養成数は 21,490人で、平成26年度の 5,629人よりも、
15,861人(281.8%)増加しています。



(6) 専門的な相談件数の推移

○平成30年度の発達障害者支援センター*141 への相談件数は 3,958件で、平成26年度の3,346件よりも、612件(18.3%)増加しています。

○平成30年度の高次脳機能障害支援センター*29 への相談件数は 2,880件で、平成26年度の3,234件よりも、354件(10.9%)減少しています。



2. 障害のある人やその家族等からの意見・要望

(1) 令和元年度実施の意見交換会およびアンケート調査の実施概要

《意見交換会の実施概要》

こもく項目	ないよう内容
もくてき目的	<p>ならけんしょうがいしゃけいかく かいてい む かくだんたいこゆう かだい かんが かつ とりくみとう 奈良県障害者計画の改定に向けて各団体固有の課題や考え方、取組等について</p> <p>いけんこうかん じっし 意見交換を実施した。</p>
じっしじき実施時期	へいせい ねん がつ れいわがんねん がつごろ 平成31年3月～令和元年6月頃
じっしほう実施方法	き と ちょうさ 聞き取り調査
ちょうさたいしょう調査対象	<p>しんたいしょうがい 身体障害 だんたい (13団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県身体障害者福祉協会連合会 ・奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会 ・奈良県障害者運転者協会 ・一般社団法人奈良県視覚障害者福祉協会 ・一般社団法人奈良県聴覚障害者協会 ・奈良県中途失聴・難聴者協会 ・奈良盲ろう者友の会 やまとの輪 ・特定非営利活動法人奈良県腎友会 ・奈良交声会 ・奈良パートナーズ協会 ・公益社団法人日本オストミー協会 奈良支部 ・奈良県心身障害者施設連盟 ・日本ダウン症協会
ちてきしょうがい知的障害 だんたい (3団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会 ・奈良県重症心身障害児(者)を守る会 ・奈良県知的障害者施設協会
せいしんしょうがい精神障害 だんたい (5団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人奈良県精神障害者家族会連合会 ・奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会 ・特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 ・奈良LDの親の会「パンジー」 ・奈良高次脳機能障害友の会あすか

こうもく 項目	ないよう 内容	
	なんびょう 難病*132 だんたい (2団体)	とくていひえいりかつどうほうじん なら なんびょうれん ・特定非営利活動法人奈良難病連 いっぽんしゃだんほうじんにほんきん きょうかいならけんしぶ ・一般社団法人日本筋ジストロフィー協会奈良県支部
	た その他 だんたい (3団体)	ならけんしょうがいしゃふくしれんごうきょうぎかい ・奈良県障害者福祉連合協議会 ならけんしゃかいふくしほうじんけいえいしゃきょうぎかい ・奈良県社会福祉法人経営者協議会 ならけんしゃかいしゅうろう きょうぎかい ・奈良県社会就労センター協議会
	けい だんたい 計26団体	

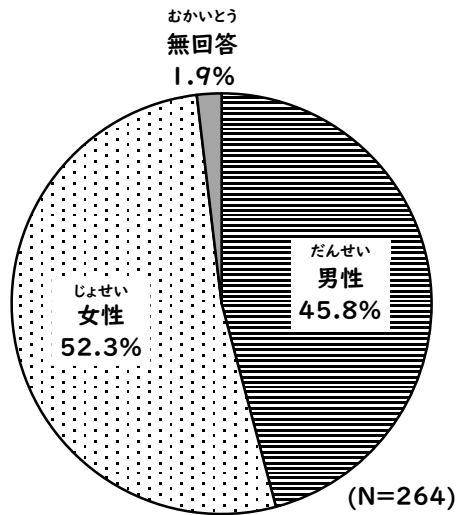
《アンケートの実施概要》

こうもく 項目	ないよう 内容
もくてき 目的	ならけんしょうがいしゃけいかく かいいてい む げんざい ならけん とりくみ く 奈良県障害者計画の改定に向けて、現在の奈良県の取組によって暮らしやすくなった かどうかについてアンケートを実施した。
じっしじき 実施時期	へいせい ねん がつ れいわがんねん がつごろ 平成31年4月～令和元年6月頃
じっしほうほう 実施方法	いけんこうかん じっし だんたい とお ちょうさひょう はいふ かいしゅう 意見交換を実施した団体を通して調査票を配布・回収
かいしゅうすう 回収数	けん 264件

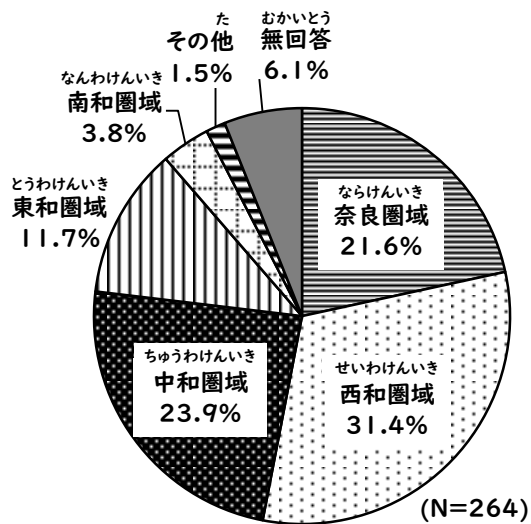
れいわがんねんどじっし いけんこうかんかい ちょうさ けっかがいよう
 (2) 令和元年度実施の意見交換会およびアンケート調査の結果概要

かいとうしゃぞくせい
 《アンケート回答者属性》

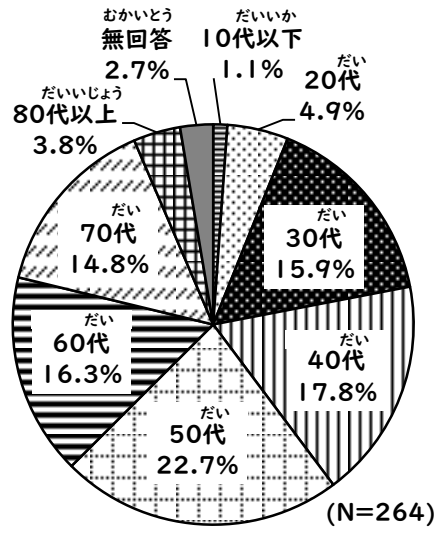
せいべつ
 ■性別



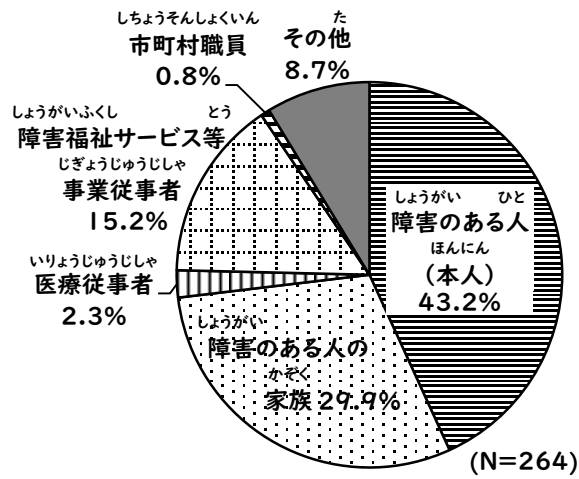
きょじゅうち しょうがいふくしけんいき
 ■居住地(障害福祉圏域*80)



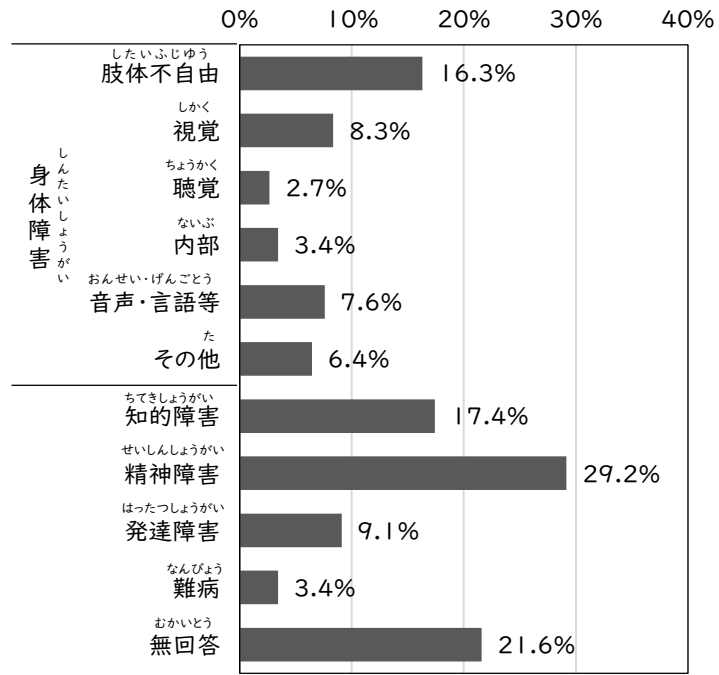
■ 年代



■ 分類



しょうがいしゅべつ
■ 障害種別



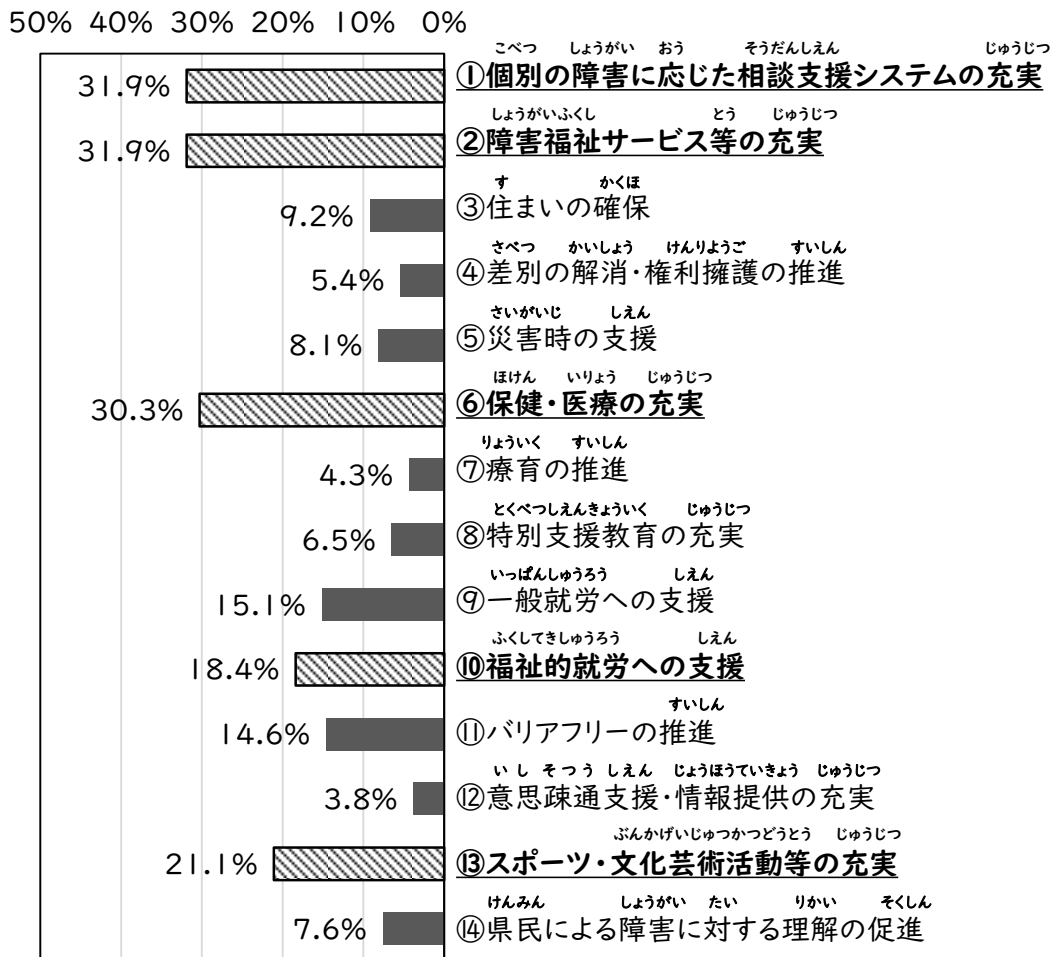
複数回答(N=264)

《アンケート結果概要》

問. 障害のある人が普段の生活の中で、平成27年度と比較して暮らしやすくなったと感じられる項目と、感じられない項目を、それぞれ最大3つまで選び、「番号」の欄に選んだ項目の番号を記載してください。

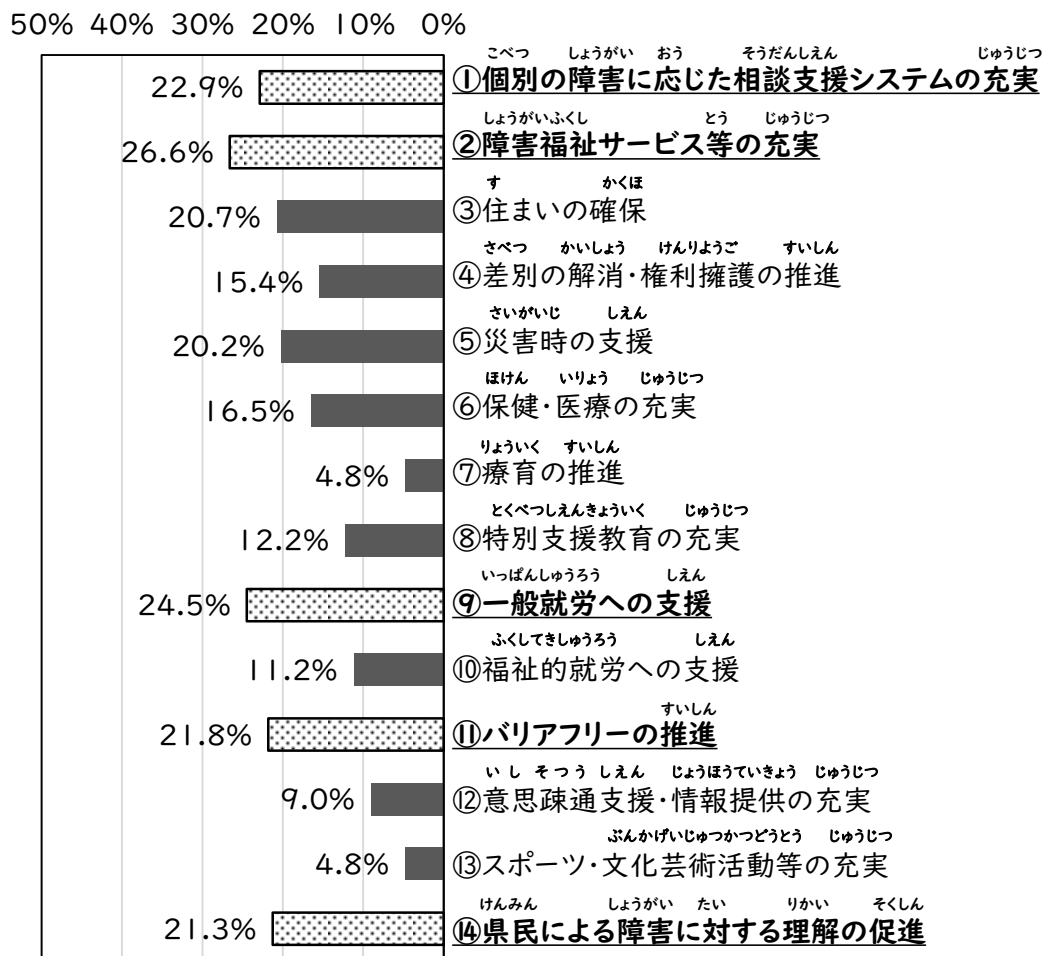
※①～⑭の項目は前回の奈良県障害者計画の施策の柱。

●暮らしやすくなったと感じられる項目



複数回答(N=185)

●暮らしやすくなったと感じられない項目



複数回答(N=188)

《アンケートにおける主な意見・要望》

※評価できる事:○、改善が必要な事:●

施策 ぶんや 分野	施策の柱	意見	件数		
理解	障害のある人への 理解の促進	● ・障害に対する理解が十分でない。	21		
		○ ・あいサポート運動 ¹⁵⁹ が進んだ。	4		
		○ ・障害に対する理解が進んだ。	4		
		○ ・障害理解が広がった。	3		
		● ・精神障害に対する理解が十分でない。	3		
		○ ・あいサポート運動 ¹⁵⁹ による啓発が進んだ。	2		
		● ・障害理解が広がっていない。	2		
		● ・職場での障害に対する理解が十分でない。	2		
		○ ・おもいやり駐車場の数が増えた。	1		
		○ ・市町村職員の障害理解が進んだ。	1		
		○ ・職場での障害に対する理解が進んだ。	1		
		○ ・精神障害に対する理解が進んだ。	1		
		○ ・提供される情報が良くなった。	1		
		○ ・当事者による実態、実情の発表機会が増えた。	1		
		● ・関節リウマチに対する理解が十分でない。	1		
		● ・県や市職員の障害に対する理解が十分でない。	1		
		● ・高次脳機能障害 ²⁸ に対する理解が十分でない。	1		
		● ・職場での障害理解が進んでいない。	1		
		● ・心のバリアフリーが進んでいない。	1		
		● ・地域での障害理解が進んでいない。	1		
		● ・病院での障害理解が進んでいない。	1		
		● ・その他	2		
		差別の解消及び 権利擁護の推進		● ・まだ十分な理解は得られていない(差別は解消されていない)。	10
				○ ・地域の意識が変わってきた。	4
				○ ・相談窓口が充実した。	1
				○ ・条例が整備された。	1
				● ・啓発活動に力を入れてほしい。	1
● ・その他	4				
相談	日常生活全般の 相談	● ・相談体制(システム)が充実していない。	9		
		○ ・行政機関で相談できている。	4		
		● ・どの窓口にも相談して良いかがわかりづらい。	3		
		○ ・職場や作業所で相談できている。	1		
		○ ・病院で相談できている。	1		
		○ ・その他	3		
		● ・その他	2		
障害特性に 応じた相談		● ・障害特性や状況に応じた支援が十分でない。	8		
		○ ・障害特性や状況に応じた相談ができる。	7		
		○ ・その他	2		

施策 分野	施策の柱	意見	件数
相談	障害福祉サービスの利用に関する相談	○ ・相談支援事業が充実している。	23
		● ・相談支援専門員 ^{*103} の育成が十分ではない。	13
		● ・相談支援専門員 ^{*103} の数が少ない。	2
		○ ・その他	5
		● ・その他	3
生活 支援	障害福祉サービスの充実	○ ・障害福祉サービスを利用して充実している。	26
		○ ・経済的な負担が少ない。	10
		● ・障害福祉サービスが充実していない。	10
		○ ・障害福祉サービス事業所 ^{*81} の数が増えた。	8
		● ・経済的な支援が十分でない。	6
		● ・移動支援事業が十分でない。	5
		● ・障害福祉サービス形態がややこしい。	4
		● ・障害福祉サービス従事者の育成が十分でない。	4
		● ・障害福祉サービス事業所 ^{*81} の数が少ない。	4
		○ ・障害福祉サービス従事者の確保・質の向上がなされた。	2
		● ・サービス内容に地域格差がある。	2
		○ ・その他	8
		● ・その他	3
		ネットワーク強化	-
生活 環境	住まいの確保	● ・グループホーム ^{*24} や入所施設等の数が少ない。	10
		● ・障害を理由(偏見等)として住まいを確保できないことがある。	7
		○ ・ひとり暮らしへの支援が改善された。	4
		○ ・グループホーム ^{*24} に入ることができた。	3
		○ ・グループホーム ^{*24} の数が増えた。	3
		● ・障害のある人が安価で借りられる賃貸物件の数が少ない。	3
		● ・親亡き後にひとり暮らしができるか不安がある。	3
		● ・保証人を依頼することが困難なことが多い。	2
		● ・グループホーム ^{*24} の建設に近隣の理解が得られない。	1
		● ・バリアフリーに対応している住まいが少ない。	1
		● ・住まいに関する情報が少ない。	1
		● ・重度障害のある人の住まいの数が少ない。	1
		● ・不動産業者等の障害に対する理解が十分でない。	1
		○ ・その他	4
	● ・その他	6	
	バリアフリーの 推進	○ ・段差が解消された。(エレベーター、エスカレーター、スロープ等)	9
		● ・道路のバリアフリー化が進んでいない。	7
		○ ・洋式や多目的のトイレが増えた。	6
		● ・バリアフリー化が進んでいない。	6
		● ・公共施設や駅等のバリアフリー化が進んでいない。	6
○ ・公共施設や駅等のバリアフリー化が進んだ。		4	

施策 ぶんや 分野	施策の柱	意見	件数		
生活 かんきょう 環境	バリアフリーの すいしん 推進	● ・自宅や施設のバリアフリー化の支援が無い。	4		
		○ ・バリアフリー化が進んだ。	3		
		● ・トイレがバリアフリーになっていない。	3		
		○ ・手すりが増えた。	2		
		● ・段差が解消されていない。	2		
		○ ・点字ブロックが増えた。	1		
		○ ・車いす設置台数が増えた。	1		
		● ・公共交通機関のバリアフリー化が進んでいない。	1		
		● ・点字ブロックが少ない。	1		
		○ ・その他	5		
		● ・その他	8		
		ぼうはん 防犯	-	-	-
		さいがいじ 災害時における しえんじゅうじつ 支援の充実	さいがいじ 災害時における しえんじゅうじつ 支援の充実	● ・災害に関する施策が十分でない。	10
● ・避難場所が障害特性に応じて考慮されていない。	6				
○ ・避難場所が充実した。	4				
○ ・地域における支援が進んだ。	4				
● ・災害時の情報入手、伝達がしづらい。	4				
● ・地域における支援体制が十分でない。	4				
○ ・災害に対する意識が高まった。	3				
● ・災害に対する支援メニューを知らない。	2				
● ・避難所での生活が不安。	2				
● ・避難場所が分からない。	2				
● ・避難場所まで行くことができない。	2				
○ ・情報が入手しやすくなった。	1				
○ ・その他	1				
● ・その他	2				
ほけん 保健・ いりょう 医療	ほけん いりょう じゅうじつ 保健・医療の充実	○ ・医療費の負担が減った。	25		
		○ ・医療が充実した。	11		
		● ・在宅医療が充実していない。	5		
		● ・医療費の負担が大きい。	4		
		● ・専門的な医療サービスが充実していない。	3		
		● ・医療機関での説明が理解しづらい。	2		
		○ ・在宅医療が充実した。	1		
		○ ・医療と福祉の連携がみられた。	1		
		○ ・指定難病*132の枠が広がった。	1		
		● ・救急医療が不安である。	1		
		● ・予約が取りづらい。	1		
		● ・医療に地域格差がある。	1		
		● ・高齢になるにつれ医療サービスが受けづらい。	1		
		○ ・その他	2		
		● ・その他	2		

せさく ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	いけん 意見	けんすう 件数
ほけん いりよう 医療	りょうい すいしん 療育の推進	○ ・放課後等デイサービス ^{*156} が充実した。	3
		○ ・療育が充実した。	3
		● ・療育が推進されていない。	3
		○ ・早期発見、早期療育ができるようになってきた。	1
		○ ・発達障害 ^{*140} ある人の早期発見が進んだ。	1
		● ・地域格差がある。	1
		● ・療育を受ける機会が減った。	1
		○ ・その他	1
		● ・その他	1
きょうい 教育	とくべつしえんきょうい 特別支援教育 ^{*116} の充実	● ・教員等の知識や経験が十分でない。	5
		● ・地域格差、学校格差がある。	4
		○ ・障害特性や状況に応じた支援がされている。	3
		● ・教員の数 ^{かず} が十分でない。	3
		● ・障害特性や状況に応じた支援が十分でない。	3
		● ・特別支援教育 ^{*116} の充実や改善を感じない。	2
		○ ・関係機関との連携強化が進んできた。	1
		● ・受 ^う けたい教育が受けられない。	1
		● ・特別支援学校における支援が十分でない。	1
		● ・特別支援教育 ^{*116} に関する情報提供が十分でない。	1
		○ ・その他	6
		● ・その他	3
		しゅうろう 就労	こよう そくしん 雇用の促進
● ・障害者雇用の枠が少ない。	10		
○ ・障害者雇用の枠が広がった。	8		
○ ・支援事業所のスタッフや自治体職員等の支援が充実した。	8		
● ・就労に関する情報提供が十分でない。	3		
○ ・企業側の意識が改善されてきた。	1		
● ・支援事業所のスタッフや自治体職員等の支援が不十分だった。	1		
○ ・その他	4		
● ・その他	2		
しゅうろう けいぞく 就労の継続	● ・職場での障害に対する理解が十分でない。		
	○ ・仕事 ^{しごと} ができて良い。(うれしい、楽しい、自信がつく等)		4
	● ・職場環境が整っていない。		3
	● ・就労後の定着支援等のアフターケアが十分でない。		2
	● ・職場での理解が得づらい。		2
	● ・その他		1
	ふくしてきしゅうろう 福祉的就労 ^{*149} への 支援		○ ・福祉的就労 ^{*149} への支援が充実した。
○ ・仕事 ^{しごと} ができて良い。(うれしい、楽しい、自信がつく等)			7
● ・工賃 ^{*30} 向上に向けた支援をしてほしい。		5	
○ ・就労に関する相談窓口が充実した。		4	
○ ・就労施設が増えた。		4	

せさく ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	いけん 意見	けんすう 件数
しゅうろう 就労	ふくしてきしゅうろう 福祉的就労 ^{*149} へ の支援 しえん	● ・就労施設が不足している。	3
		● ・福祉的就労 ^{*149} への支援が十分でない。	2
		● ・就労に対する不安がある。	2
		○ ・就労支援のスタッフが充実した。	1
		○ ・福祉的就労 ^{*149} の情報が得やすくなった。	1
		○ ・その他	6
		● ・その他	3
しゃかい かつどう 社会 活動	じょうほう 情報アクセシビリティ ^{*83} の推進 すいしん	○ ・情報が入手しやすくなった。	5
		● ・コミュニケーションの機会が少ない。	3
		● ・意思疎通が十分にできていない。	2
		● ・情報が不足している。	2
		● ・情報が分かりづらい。	2
		● ・情報を入手することが難しい。	1
		● ・その他	2
	ぶんか スポーツ・文化 げいじゆつかつどう 芸術活動等の充実	○ ・スポーツ大会や芸術活動の機会が増えた。	18
		○ ・スポーツ大会や芸術活動が充実した。	5
		○ ・スポーツ大会や芸術活動を通して啓発に繋がっている。	4
		○ ・モチベーションの向上につながっている。	4
		● ・スポーツ大会や芸術活動等の機会を増やしてほしい。	1
		● ・精神障害スポーツが含まれていないことが多い。	1
		● ・改善されていない。	1
		● ・希望に添えない時がある。	1
○ ・その他	2		

せさく ぶんや 分野	せさく はしら 施策の柱	おも いけん 主な意見
りかい 理解	しょうがい ひと 障害のある人への りかい そくしん 理解の促進	○ ・公共交通機関についてサポートしてもらえることが多くなったと感じている。
		○ ・条例化された後、難聴者向けの講習会が2年間実施してもらえて大変有難かった。今後もぜひ続けてほしい。
		● ・「心のバリアフリー」の推進が今後の課題のひとつだと思う。
		● ・ヘルプマーク ¹⁵² は自閉症スペクトラムの人にも適応されることを県民に周知されたい。
		● ・マスコミを利用した県民へのアピールをもっと積極的に行うべきである。できれば、自治会レベルにまで浸透されたい。また学校教育でも取り上げてもらいたい。
		● ・医療機関にも周知し、医師や看護師にも理解を広めてほしい。
		● ・学校と連携し、子ども達から障害に対する理解を広めていこうと思う。
		● ・学校の人権教育の授業一環として聴覚障害等について理解してもらえると良いと思う。
		● ・教育の中で、仕事のやりがいや精神障害の人への理解の啓発ができればいいと思う。
		● ・現実に全ての人々が選挙権を行使できる奈良県の体制を整えてほしい。2014年12月7日に東京都港区であった自閉症の人が投票できなかった件を教訓として学んでほしい。
		● ・作成したDVDを学校の授業で使ってもらえないかという話が複数団体から出ている。教育委員会と連携して周知に取り組んでほしい。
		● ・昨年は投票を親がサポートできたが、今年は出来ないとされた。
		● ・子どもや大学生等の若者を中心に広報すると良いと思う。また、自治会にも広報すると良いと思う。
		● ・施策推進協議会とは別に手話言語条例に関する独立した協議会を開設してほしい。
		● ・資格習得のための研修だけでなく、あいサポート運動 ¹⁵⁹ に関する研修も充実させてほしい。
		● ・自閉症児(者)との交流機会のさらなる増加と実施事業の予算措置。
		● ・手話言語条例の担当者として、手話ができる正社員を増員してほしい。
		● ・選挙は、郵送での投票(在宅投票)を更に充実してほしい。
		● ・点字など工夫してもらえると、選挙に行ける人が増えるのではないかと思う。
		● ・不審者と間違われやすい実情を踏まえた啓発の強化に努めてほしい。
● ・普及啓発の支援として、県民公開講座(慢性腎炎にならないための講座)への講師派遣や相談コーナーの設置を行政にお願いしたい。		
● ・理解促進に向けた更なる県民への呼びかけと、マスコミ等を利用した情報発信をしてほしい。		

施策 分野	施策の柱	主な意見
理解	差別の解消及び 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」ができ、社会に浸透してきたおかげで、スーパを使用しても公衆浴場で入浴する際に入浴を断られることがなくなった。 ○ ・幅広い研修のため発達障害^{*140}のある人への対応が非常によくなっている。今後も、待つのが苦手、短時間の我慢など、障害特性への合理的配慮^{*33}に努めてほしい。 ● ・コミュニケーション障害のある自閉症スペクトラム症の人への合理的配慮^{*33}について、意思決定支援のありかたを中心に、具体的内容を検討してほしい。 ● ・意思決定支援の仕組みを確立するため、各機関が連携し総合的な権利擁護体制の構築に努める。 ● ・家族による経済的な虐待があるので、市町村との連携が密にして解決に向けて取り組み組んでほしい。 ● ・建築上の規制については、単純に基準をクリアしているかではなく、人権という視点からも問題ないか確認しないといけないと思う。そのため、行政としては、障害者権利条約に基づき事業者を指導することも考えられる。 ● ・自閉症スペクトラムの人達への合理的配慮^{*33} および人権に配慮したサービスに努めてほしい。 ● ・自閉症児者の意思疎通支援、意思決定支援についての研修を深めること。 ● ・人材育成ではロボット等の福祉機器を活用していけるようにしてほしい。福祉機器を取り入れつつ、ソフト面では権利擁護の推進に力を入れてほしい。 ● ・成年後見人制度は様々種類があるので、それらを一覧化し、自分で選べるようにガイドブックにして配布してほしい。 ● ・成年後見制度^{*98}に代わる新たな意思決定支援の仕組みを検討すること。 ● ・成年後見制度^{*98}の利用促進は良いが、利用した場合のサポートをしっかりとしてほしい。 ● ・優生思想が間違った思想であることを県も啓発する必要があると思う。
相談	日常生活全般の 相談	<ul style="list-style-type: none"> ● ・どちらの窓口で相談すればよいかを市の窓口で聞いたところ、障害福祉の担当者は「介護保険の窓口」といい、介護保険の担当者は「障害福祉の窓口」と言っており不安になった。市への周知をお願いしたい。 ● ・ピアサポーターの養成と活用。 ● ・各市町村にも相談員の方はいると思うが、多様な障害に対して対応できるように県から各市町村の相談員に対して指導していただきたい。 ● ・既存の部署で障害当事者のニーズに対応できない場合は、各種協議会を開いて、解決にあたること。 ● ・行政窓口を紹介するだけでなく、合理的なアドバイスができる役割の人がほしい。 ● ・相談の場が不足し、どこに相談していいかわからない。情報を入手することが難しい。分かりやすい情報提供が必要。 ● ・相談機関と教育機関の連携が二次障害の予防につながるとも考える。

せさく ぶんや 分野 施策 分野	せさく はしら 施策の柱	おも いげん 主な意見	
そうだん 相談	にちじょうせいいかつぜんぱん 日常生活全般の 相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者である、本人及び保護者の意思及び人格を尊重し、常に該当利用者等の立場に立って相談は行われるものでないことを理解する。 ● 利用者の問題は相談機関のたらいまわしをしないで、相談を受けた各窓口から情報共有と解決まですべての機関が協力責任を持って取り組むこと。 	
	しょうがいとくせい おう 障害特性に応じた 相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に自閉症スペクトラム症・発達障害*140 に精通した専門家の養成と増員をしてほしい。 ● 高次脳機能障害*28 についての障害特性をより理解してほしい。 ● 自閉症・発達障害*140 についての基本的知識をすべての窓口の担当者が持つよう研修を行うとともに、専門家との連携を確立すること。 ● 自閉症スペクトラム症・発達障害*140 についての研修内容と研修計画を確立すること。 ● 成人においては、自身が発達障害*140 かどうかを知りたいとの気持ちがあるので、医療機関でなくても、検査できる機関があればよい。 ● 発達障害*140 の診断を受けることができる病院については、半年待ちである。医療機関一覧で情報提供してほしい。 ● 保健所や発達障害者支援センター*141 だけでなく、奈良県で簡易判定できる機関（障害者職業センター、特別支援学校、作業療法士等専門学校など）を加え、そこでの判定を第一歩とし、「発達障害*140 判定および相談連携システム」を策定して頂きたい。 	
	しょうがいふくし 障害福祉サービス の利用に関する 相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談件数が多く、コーディネーターの増員が必要。 ● 相談支援において、個々の特性に応じたサービスの提供を受けることが非常に大切。 ● 相談支援事業所*102等にピアスタッフがいるところに加算をつける仕組みを考えてほしい。 	
	せいかつ しえん 支援 生活 支援	しょうがいふくし 障害福祉サービス の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームヘルパーの養成。 ● 移動支援サービスは市町村の事業のため、市町村によって利用可能な時間等が異なっている。また、重症度によっても利用できる時間が異なる。 ● 移動支援事業は、市町村によってサービスに格差があるので、格差をなるべく無くしてほしい。 ● 課題別に対応できるスーパーバイザーが必要である。 ● 介護の必要が無く、透析している人への通院助成をお願いしたい。（タクシー券の充実など） ● 強度行動障害*21 に関する研修をしてほしい。 ● 強度行動障害*21 をもつ人の支援が難しい。支援ができる人を育ててほしい。 ● 研修に行かせられるほど人材に余裕がある事業所が少ないのではないかと。サービス管理責任者の研修は5日間あるので受けさせることが難しい。 ● 個々の発達ステージに見合った選択が自由にできるようにするべき。必要に応じてシームレスに事業を選択できるようにするべき。 ● 市町村によってサービスの差が大きい。サービスが不十分な市町村へは、サービスが改善されるように県からも指導してほしい。

施策 ぶんや 分野	施策の柱	主な意見	
生活 支援	障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ・支援につながらず閉じこもり状態にある入院予備群の精神障害のあるをデイケアや福祉サービスにつなぐ支援が必要だと思う。 ● ・自閉症スペクトラムについて学習した指導者の養成と支援スタッフの確保。 ● ・若い人の感性や求めていることに合った魅力的な事業を行い、PR していけば人材確保につながるのではないかとと思う。 ● ・重度の自閉症者への支援のため、親亡き後も踏まえた、強度行動障害^{*21}者の処遇も踏まえた、セイフティーネットを早急に構築すべきである。 ● ・身障手帳の重度（1級及び2級）に3級も医療費免除に加えてほしい。また、健康保険料の負担割引をお願いしたい。 ● ・貸与頭数を増やしてほしい。 ● ・地域活動支援センターなど日中活動の場の確保。 ● ・特に福祉サービス等につながない障害のある人に対して、家族がサポートできない時に、他でサポートできる施策がまだ見えてこない。 ● ・特に強度行動障害^{*21}の人が行き場所がないので、強度行動障害の研修に力を入れてほしい。 ● ・日常生活用具（ストーマ用具・紙おむつ）の補助内容が、市町村毎に異なる。 ● ・日中支援型グループホーム^{*24}の敷地内に作業場は許可しても良いのではないかとと思う。重度の障害の方も多く、敷地が離れていると移動が負担である。 ● ・日中支援型の運営面に関しては夜勤の人員の確保が難しい。求人を出しても応募が少ない。福祉の仕事のイメージの悪さが人員確保のネックとなっていると思う。障害のある人に接したことがないため、イメージが悪いのではないかと考えられる。 ● ・入店拒否やタクシーの乗車拒否もあるので、盲導犬の啓発を引き続き行ってほしい。実際に盲導犬を連れて行うようなやり方も考えてほしい。 ● ・補聴器等に助成があること等について、広く周知してほしい。 ● ・盲導犬とともにスムーズに避難できるようにしてほしい。 ● ・盲導犬にかかる医療費の助成を行ってほしい。 	
	ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ● ・県内全域に更なる拠点づくりを増やして行くこと。 ● ・子どもについては関係機関が多く、それらをどう連携していくかについて計画の中にあるとよいと思う。 	
	生活 環境	住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● ・1人暮らしのハードルは高いので、グループホーム^{*24}のニーズは高い。 ● ・グループホーム^{*24}など住まいの確保。 ● ・グループホーム^{*24}の建設に関しては、最近でも地域から反対があったという話を聞くので、もっと啓発が必要ではないかと思う。 ● ・ストーマケアの研修会を実施し、入居できる施設を増やしてほしい。 ● ・バリアフリーされている公共住宅が数としては少ないのではないかと。 ● ・県営住宅もバリアフリー化がもっとされていけばよいと思う。 ● ・盲ろう者の自立のため、盲ろう者向けのグループホーム^{*24}ができればよいと思う。

施策 ぶんや 分野	施策の柱	おも いけん 主な意見		
せい かつ 生活 かん きょう 環境	バリアフリーの すいしん 推進	● ・「ホームドア」の普及が進んでいないと感じる。		
		● ・おもいやり駐車場は、利用証を掲示する必要があることが周知できていない。		
		● ・ノンステップのバスは予約してしか乗ることができないので、いつでも乗れるように導入率を上げてほしい。		
		● ・駅のバリアフリーについて、ホームと電車の段差がなくなる工夫をしてほしい。		
		● ・駅のホームドアは関東の方が進んでいると思う。		
		● ・駅等エレベーターは設置されるようになったが、場所がわかりにくい。表示を工夫してほしい。		
		● ・県営のスポーツ施設で座席部分がバリアフリーになっていないところがあった。障害者スポーツ大会*75の会場となっていたので、改善する必要があると思った。		
		● ・公共施設等を整備またはバリアフリー化する際に、当事者の意見を取り入れてほしい。		
		● ・事前予約が必要である。全路線に1時間に1本でも運行してもらえると外出しやすくなると思う。		
		● ・集合住宅の車いす対応駐車場の設置および多目的トイレの成人用ベッドの設置について条例に入れると必要性が周知できるのではないかと思う。		
		● ・障害のある人にとって住み良い地域は健常者にとっても住みやすいことを確認し、障害のある人の目で点検し整備を進めてほしい。		
		● ・信号の整備(音)、エスコートゾーンの整備を行ってほしい。		
		● ・全ての公共交通機関のバリアフリー化を目指してほしい。		
		ぼうはんたいさく すいしんおよ 防犯対策の推進及 び消費者被害の ぼうし 防止	-	-
		さいがいじ 災害時における しえん 支援の充実		● ・一次避難所から二次避難所への移動が難しいので、指定された福祉避難所*150に直接いきたい。
● ・災害時について、通常利用している透析病院が被災して利用できない場合は、個人では代替できる病院を見つけることができない。行政側で透析を受けられる病院との連携を図るとともに、患者がどの病院に行くべきかの行政側窓口を設けてほしい。				
● ・災害時の県、市町村、地域の役割分担を明確にした方が良く思う。				
● ・災害対策は、より実効性のあるものを計画してほしい。				

施策 ぶんや 分野	施策の柱	おも いけん 主な意見
生活 かんきょう 環境	さいがいじ 災害時における しえん 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ・自閉症・発達障害*140のある人の災害時対応マニュアルを日頃から、県民に広めてほしい。 ● ・集団行動が苦手であり、災害時の避難所設置について、障害特性に応じた配慮が得られるか不安。 ● ・都道府県によっては、障害者手帳に災害時の緊急連絡先等の基本情報が記入できるものもある。 ● ・日頃から使っている施設を出来るだけ福祉避難所*150にしてもらいたい。 ● ・日本自閉症協会が以前作成している、自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブックを活用し、奈良県版を作してほしい。 ● ・被災経験のある地域の職員の話を引き等、現地に入った人の話を引きとよと思う。 ● ・避難できたとしても集団内に長時間いることは難しい。 ● ・避難後に、避難所でどこまで医療的なケアをしてもらえるのかは不安である。 ● ・避難所にいることができず車の中で過ごす人が多いので避難所のあり方を考えていかなければいけない。 ● ・福祉避難所*150について、場所がどこか分からないこともある。避難所には人工呼吸器をつけている人もいるので、電源が必要。持ち込みが可能なものは何か等避難所における情報も必要である。 ● ・要援護者として登録すれば災害時にどういうことがしてもらえるのかを知らせることが大切である。 ● ・要支援者リストに載っている人を、後日でも確認に来てもらえるとう有難い。特に、呼吸器や透析が必要な人は確認が必要である。
保健・ いりょう 医療	ほけん 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・医療の継続が必要な人が多い精神障害のある人にとって、医療補助は貴重な制度。また入院と精神科以外の通院に対する医療保険自己負担に対する補助は、他府県の方からもうらやましがられる、ありがたい制度。 ○ ・精神科救急への取り組みは、周知もいきわたり、夜間休日の安心につながっていることは評価できる。 ● ・アウトリーチ*3支援の取組を具体化してほしい。 ● ・各地域の実情を踏まえながら、医療単独ではなく各種の専門職が連携した支援体制を整備してほしい。 ● ・経験を積み専門性の高い医師を増やす取り組みをしてほしい。 ● ・高次脳機能障害*28に対応する病院、医者が不足しており、治療やリハビリを充分に受けられない。 ● ・今後、在宅の人が増えると思うので、医療と福祉の人材育成が重要になると思う。 ● ・在宅で生活している障害のある人への医療的ケア*10が重要であり、特に入学前と卒業後等のどこにも所属していない障害のある人への医療的ケアにもっと取り組んでほしい。 ● ・在宅透析のために水道料金の補助や工事費の助成をされている県もあるので、奈良県でも検討してほしい。 ● ・重症心身障害*55者の多くが自閉症をともなっているため研修を深めてほしい。

せきく ぶんや 分野	せきく はしら 施策の柱	おも いけん 主な意見
ほけん 保健・ いりよう 医療	ほけん いりよう じゅうじつ 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ・障害のある人全体の 40%が重度、残りの 60%が中軽度の障害のある人で、その割合も加味した計画を検討し、医療と福祉の連携が強化されるようにしてほしい。 ● ・障害福祉サービスの種類等は、パンフレット等を見ても理解しづらい部分があり、難病^{*132}患者も理解しきれていないと思う。 ● ・精神科救急時、移送が難しい場合もあり、またいかなる場合においても本人の意思を尊重する視点からも（オープンダイアログの導入）、多職種チーム^{*106}の設置とアウトリーチ^{*3}の実施を望みたい。 ● ・専門医と地域の医師の連携体制ができれば、在宅で生活できる人が増えると思う。 ● ・知的障害の場合、自分で体調を伝えられなかったり、体調不良を隠したりする場合があるため、周りが症状に気付く頃には重度化しているケースが多い。訪問看護や医師等の専門家が診ることで、早期発見につながると思う。 ● ・地域で生活するにあたり、医療的ケア^{*10}ができるヘルパーのいる事業所等の情報が得ることができればよいと思う。 ● ・地域で生活する精神障害のある人への定期訪問、24時間・365日の相談、緊急訪問・緊急対応。 ● ・聴覚は徐々に落ちていくので気が付かない人も多いため、健康診断に聴覚診断を入れてほしい。 ● ・特に中南和地域に施設（ショートステイ^{*107}を受け入れてくれる病院等）が少ない状況。ショートステイの需要は高いと思う。介護と同じように保護者の息抜きは必要である。 ● ・特に未治療や治療中断者に対する訪問支援に取り組んでほしい。また、重度障害のある人に対してはACTで対応してほしい。 ● ・奈良の病院等でピアサポートを受け入れて支援につなげてほしい。 ● ・難病^{*132}患者は障害者手帳を持っていない人もいるが、持っている人の方が助成の金額等、優遇されている面がある。 ● ・保健所の充実と推進体制・協議会の設置。
	りょういく すいしん 療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・発達障害^{*140}については、早期発見の体制がとれてきていると感じる。 ● ・各種の子育て支援や療育の事業があるが、これらの連携は希薄。 ● ・県民の知識を向上させ、早期療育により重度障害児をなるべく減らすことが重要である。 ● ・聴覚障害は新生児の段階で分かる。視覚障害も早期に判断できないかと思う。 ● ・特に知的障害の場合は、子どもの頃にケアすることで状況が変わってくるので、早い時期からのケアに力を入れてほしい。 ● ・療育手帳について、5年ごとに判定をしてもらわないといけな。変わらない可能性が大きい高齢になってきた知的障害のある人については、更新しなくてもいいようにしてほしい。

施策 ぶんや 分野	施策の柱	おも いけん 主な意見
教育	特別支援教育 ^{*116} の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ・インクルーシブ教育^{*13}で一緒に学ぶことは啓発につながるが、一人ひとりの希望に応じて考えることが重要。 ● ・県教育委員会と連携し、障害のある子どもが手話を獲得できるように支援してほしい。 ● ・児童生徒が発達障害^{*140}について適切な理解ができるような授業を実施してほしい。 ● ・自閉症スペクトラム症・発達障害^{*140}の理解、教育、支援の充実に関連して、小中高の校長を含む全ての教職員にさらなる研修事業を推進。 ● ・授業において発達障害^{*140}のある人への合理的配慮^{*33}を実施してほしい。 ● ・就労に繋がる社会的スキル教育を長期の見通しをもって、早期から実施してほしい。 ● ・全ての高等学校に特別支援学級を設立してほしい。 ● ・地域の学校と特別支援学校の交流を増やすと良いと思う。 ● ・特に、生まれつき盲ろうの場合は、盲ろうの専門の教育が必要だと思う。 ● ・特に保健の教員が精神疾患の理解を深められるような取組をしてほしい。家族会や当事者等と交流しながら勉強できる機会があれば良いと思う。
就労	雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● ・あいサポート運動^{*159}へのさらなる企業への誘いと、登録企業の協力内容の情報発信をしてほしい。 ● ・きめの細かい説明会、情報提供をしてほしい。 ● ・県内の雇用促進に力を入れてほしい。 ● ・就労支援事業所が本人の特性や希望を理解しているので、就労支援事業所が企業と本人をつなぐ役割を担う。 ● ・職場に合わせる人材養成より、本人の特性に合わせた仕事内容の開拓を。 ● ・新たな就職先を紹介する雇用相談窓口の整備や労働条件の変更を強制されない仕組みをつくってほしい。 ● ・発達障害^{*140}・知的障害の人への採用枠の拡大と採用選考方法の考慮、合理的配慮^{*33}の確立。職場での支援付き就労や仕事工程での工夫で、自閉症スペクトラムの人の長期就労を現実化させてほしい。 ● ・発達障害^{*140}・知的障害のある人の就職率を上げてほしい。重度障害のある人でも就労可能にしているノースカロライナ等を手本に学んでほしい。
就労の継続	就労の継続	<ul style="list-style-type: none"> ● ・一人ひとりの個性を分かってもらえると、働き続けられる人はたくさんいる。 ● ・雇用定着に向けて雇用後のサポートについて計画に入れてほしい。 ● ・高次脳機能障害^{*28}は、表面的なやりとりでは障害が現れない(気づかない)ことも多く、就労後に仕事に従事するなかで障害特性による支障が生じる。 ● ・自閉症スペクトラム症の特性を利用した就労についての研修してほしい。 ● ・職場斡旋だけでなく、就労中も継続して、相談助言を続ける支援体制を整えてほしい。 ● ・長期雇用が服用する薬や勤務形態、職場環境で、困難で退職するケースが多いです。 ● ・発達障害^{*140}のある人の特性と能力について、情報提供を適切にし、個々人の配慮の方法を企業に伝えてほしい。

施策 分野	施策の柱	主な意見
就労	福祉的就労 ¹⁴⁹ への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組の成功例を周知していくことで、自分たちでもできると考える事業所が増え、さらに成功例が増えていくのではないかと思う。 ● 授産商品にこだわるのではなく、収益率が高く、付加価値の多い商品づくりを開拓してほしい。 ● 商品開発等については、民間の加工会社等と連携すれば、実現できる事業所も多いと思うが、異業種とのネットワークはないため難しい。商品開発等に関して計画に入れる等、県からの支援があると有難い。 ● 適性に応じた作業内容の開拓、工夫をしてほしい。 ● 特に中山間地域において、唯一の確実な経営主体は社会福祉法人である。社会福祉法人を核として地域活性化を考えると良いと思う。(農福連携等) ● 奈良県でも地域特産(例えば、伝統工芸等)を活用したブランディング等が出来るのではないか。 ● 福祉と農業や林業との連携で、障害のある人が活躍できる場を増やしてほしい。 ● 優先調達の推進はまだ十分に出来ていないと思うので、今後も積極的に推進してほしい。
社会 活動	情報アクセシビリティ ⁸³ の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ヒアリンググループ」はWi-Fiがないと利用できないため、Wi-Fi環境の整備を進めてほしい。 ● 「県政フラッシュ」の字幕は、一部分だけでなく全てにお願いしたい。 ● 「県政だより奈良・ならいいね!」にも字幕つけてほしい。 ● テレビ「県政フラッシュ」に字幕や副音声をつけてほしい。 ● バスやバス停には電光掲示板をつけてほしい。 ● レクリエーションに情報保障を申請した際には承認してほしい。 ● 緊急連絡は言葉だけになりがちである。テレビ等についても、速報のニュースは手話や字幕が見つからないことがある。 ● 県政広報は字幕がないと理解できないので、字幕がつくようにしてほしい。 ● 県内の多くの市町村で資格を持っていない要約筆記¹⁶⁴者が派遣されている現状があり、日頃から改善するように市町村に要望しているが改善されないため、県から指導してほしい。 ● 県発行の広報誌等について、拡大文字の物があれば有難い。 ● 言葉のない人のコミュニケーション支援を考えてほしい(コミュニケーションボードやPECS、SNS、IT機器の活用等)。 ● 災害時の緊急速報はテロップしか流れないので、情報が入手できない。 ● 新しい通訳・介助員も必要だが、既に通訳・介助員となっている人への研修も必要。 ● 声は訓練をすれば出すことができる。手術前から交声会の存在を知っていただき、訓練をすれば声が出せることを理解してもらえれば、手術に対する不安を少しでも減らすことができると考えている。 ● 聴覚障害支援センターにも相談機能はあるが、「難聴」について専門的に対応できる人はいない。
	スポーツ・文化芸術活動等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ等の全国大会を行うとき、ふれあい寮があるが、障害のある人向け宿泊施設を整備してほしい。 ● 障害者スポーツの周知をもっとした方がよいと思う。

3. 計画策定の経過

意見聴取: ☆ 協議会: ○ 市町村: □ 庁内: ▽

ひづけ 日付	かいぎめいとう 会議名等
へいせい ねんど 平成30年度	<small>しょうがいしゃだんたい いけんこうかんかい こべつ</small> ☆障害者団体との意見交換会(個別)
	<small>ちようさ</small> ☆アンケート調査
	<small>ならけんしょうがいしゃせいさくすいしんほんぶかいぎ</small> ▽奈良県障害者政策推進本部会議*125 <small>しょうがいしゃけいかく かいいてい</small> ・障害者計画の改定について
	<small>ならけんしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい</small> ○奈良県障害者施策推進協議会*123 <small>しょうがいしゃけいかく かいいてい</small> ・障害者計画の改定について
れいわがんねんど 令和元年度	<small>ならけんじりつしえんきょうぎかい</small> ○奈良県自立支援協議会*126 <small>しょうがいしゃけいかく かいいてい</small> ・障害者計画の改定について
へいせい ねんど (平成31年度)	<small>しょうがいしゃだんたい いけんこうかんかい ぜんたい</small> ☆障害者団体との意見交換会(全体) <small>しょうがいしゃけいかく かいいてい</small> ・障害者計画の改定について
	<small>ならけんしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい</small> ○奈良県障害者施策推進協議会*123 <small>しょうがいしゃけいかく そあん がいよう</small> ・障害者計画の素案の概要について
	☆パブリックコメント

4. ようご かいせつ 用語の解説

あ

1 あいサポーター

まほろばあいサポート運動^{*159} を実践するため、「あいサポーター研修」を受講し、奈良県からあいサポーターバッジの交付を受けた人。

2 あいサポート企業・団体

まほろばあいサポート運動^{*159} に取り組むものとして、奈良県が認定した企業・団体。

3 アウトリーチ

直訳すれば「手をさしのべる」という意味であるが、医療や社会福祉の領域では、訪問看護、出張医療、訪問支援等の活動を指す。精神保健福祉の分野においては、治療中断者や長期入院後退院者で病状が不安定な人等に対する訪問活動を通じ、生活に支障や危機的状況が生じないよう、医療と日常生活の支援の両方を提供する活動のこと。

い

4 いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、障害のある人等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記^{*164}者等の派遣等を行う事業。

5 いたくくんれん 委託訓練

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した「職業能力開発促進法」第15条の6第3項に規定する委託訓練を機動的に実施し、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図ることにより、障害のある人の就職の促進又は雇用の継続に資することを目的としている。

6 いっぱんしゅうろう 一般就労

こようけいやく もと きぎょうとう しゅうしよく およ ざいたくしゅうろう
雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること。

7 いどうとうえんかつかそくしんほうしん 移動等円滑化促進方針

りょかくしせつ ちゅうしん ちく こうれいしゃ しょうがい ひどう りよう しせつ あつ ちく いどうとうえんかつか
旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化
そくしん ちく めんてき いったいてき か ほうしん しちょうそん しめ
促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの。

8 いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援

したいふじゆう りがくりょうほうとう きのうくんれんまた いりょうかんりか しえん ひつよう みと こ
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療管理下での支援が必要であると認められた子どもに、
じどうはったつしえん およ ちりよう おこな
児童発達支援*52及び治療を行う。

9 いりょうがたしょうがいじにゆうしよしせつ 医療型障害児入所施設

しょうがい こ しせつにゆうしよ ほご にちじょうせいかつ しどう どりつじかつ ひつよう ちしきぎのう ふよおよ
障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び
ちりよう おこな
治療を行う。

10 いりょうてき 医療的ケア

きゅういん きょうかんえいよう ちゅうにゅうとう かぞく かんごし にちじょうてき おこな いりょうてきかいじょこうい
たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

11 いりょうてき じどう 医療的ケア児等コーディネーター

いりょうてき じどう みぢか ちいき ひつよう しえん う ほけん いりょう ふくし こそだ きょういくとう ひつよう
医療的ケア*10児等が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要
そうごうてき ちょうせい ひと
なサービスを総合的に調整する人。

12 いりょう ほご にゅういん 医療保護入院

せいしんしょうがい ひと いりょうおよ ほご にゅういん ひつよう ひと ほんにん いし にゅういん にんい
精神障害のある人であり、医療及び保護のため入院の必要がある人であって本人の意志での入院（任意
にゅういん おこな じょうたい ひと たいしょう ほんにん どうい せいしんほけんしていいい しんさつおよ かぞくとう
入院）が行われる状態にない人を対象として、本人の同意がなくても、精神保健指定医の診察及び家族等
どうい にゅういん にゅういんけいたい
の同意があれば入院させることができる入院形態。

13 インクルーシブ教育きょういく

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。そこでは、障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮^{*33}が提供されること等が必要とされている。

う

14 運営適正化委員会うんえいてきせいはいんかい

「社会福祉法」第83条に基づき、奈良県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービス利用援助事業に適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けて助言や調査、あっせん等を行う。

か

15 観光バリアフリーマップかんこう

県内外の障害のある人や高齢者をはじめ、全ての人が安心して自由に県内各地へ出かけられるよう、寺社仏閣、観光施設、公共施設等主要観光地のバリアフリー対応状況を調査し、作成したガイドブック。

き

16 基準病床数きじゅんびょうしうすう

保健医療計画において、医療圏域ごとに全国統一の計算式に基づき定められた基準となる病床数。

17 共生型サービスきょうせいがた

高齢者と障害児(者)が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくするためのもの。

18 共生社会

障害の有無にかかわらず、積極的に参加・貢献していくことができる社会。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。「障害者基本法^{*69}」は、共生社会の実現を目的としている。

19 共同生活援助

地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に相談その他の日常生活上の援助を行うものだったが、平成26年4月よりケアホーム（共同生活介護^{*20}）がグループホーム^{*24}（共同生活援助）に一元化され、入浴、排せつ及び食事等の介護が提供できることとなった。

20 共同生活介護

地域での少人数の共同生活を支援する障害福祉サービス。共同生活を営む住居で、夜間を中心に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他関係機関との連絡等を行う。平成26年4月より共同生活援助^{*19}に一元化された。

21 強度行動障害

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）・自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態。

22 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。

28 高次脳機能障害

病気や交通事故等、様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために生じる、言語や記憶等の知的な機能の障害を指し、新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなる等の精神・心理的的症状がある。

29 高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害^{*28}のある人とその家族等を支援するために設置する支援拠点機関。専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、普及・啓発事業、研修等を行い、高次脳機能障害支援体制の整備を推進する。

30 工賃

福祉施設や作業所等で福祉的就労^{*149}に従事する障害のある人に支払われるお金のことで、施設が生産活動等によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを工賃として配分することとされている。

31 公的賃貸住宅

国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的機関が所有し、又は所有者から借り上げて管理する賃貸住宅のこと。特定優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅等も含まれる。

32 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。

33 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。筆談や読み上げによる意思疎通の確保、車いす移動の手助け等、過度の負担にならない範囲で提供されるもの。

34 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者や障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活の確保を目的として平成18年12月20日に施行された法律。高齢者や障害のある人等の移動や施設利用の際の利便性及び安全性の向上を促進するために、公共交通施設や道路、公園施設並びに建築物の構造及び設備等について国が定めるバリアフリー基準（移動等円滑化基準）への適合を求めている。また、駅を中心とした地区や、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等についても定めている。

35 子ども家庭相談センター（児童相談所）

子どもの権利や最善の利益を保障し、子ども及びその家庭を援助することを目的とした行政機関。0歳から18歳未満の児童に関するあらゆる相談のうち高い専門性を必要とする相談に対応するとともに、市町村における児童家庭相談の後方支援を行う。また、児童虐待相談の対応については、通告の窓口であり、児童の安全を守るために一時保護や立ち入り調査等を行う。

36 個別計画

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、具体的に、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所・避難経路等を記載した計画。

37 個別の教育支援計画

障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として個別に作成される計画。教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

38 個別の指導計画

一人ひとりの障害の状態に応じたきめ細かな指導を行うために、学期ごと又は年間の具体的な指導の目標、内容等を盛り込んで個別に作成される計画。一人ひとりのより具体的な教育的ニーズに対応して指導の方法や内容の明確化を図る。

39 コミュニティソーシャルワーカー

地域に入り込んで、支援が必要な人に寄り添い、行政等と連携しながら地域全体で支える仕組みづくりや課題の解決に取り組む専門家。

さ

40 サービス等利用計画

障害福祉サービスの申請や変更の申請の際に必要な相談支援専門員^{*103}等が作成する計画。障害のある人やその家族が必要とするサービスの提供や希望する生活を実現するために作成することとされており、市町村は提出された計画を勘案して支給決定を行うこととされている。

41 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

自然災害や事件・事故等の集団災害が発生した場合、各都道府県等から派遣される精神医療チーム。チームは専門的な研修・訓練を受けた精神科医師・看護師・業務調整員で構成される。

42 サポートブック「リンクぶらす」

はったつしょうがい どう しえん ひつよう ひと せいかつ しつ こうじょう ゆた せいかつ す もくてき
発達障害*140等、支援を必要とする人の生活の質を向上し、豊かな生活を過ごせるようになることを目的と
へいせい ねんど ならけんじりつしえんきょうぎかい りょういく きょういくぶかい さくせい ほんにん せいかつ きろく
して、平成24年度に奈良県自立支援協議会*126療育・教育部会において作成されたもの。本人の生活を記録
しえんきかんどうし きょうゆう ほんにん ちゅうしん そうごうてき しえん つく めざ
し、支援機関同士が共有することで、本人を中心とした総合的な支援ネットワークが作られることを目指してい
る。

し

43 視覚障害者福祉センター

しかくしょうがい ひと ふくし こうじょう ほか へいせい ねん ならけんしゃかいふくしそうごう かい せっち てんじ
視覚障害のある人の福祉の向上を図るため、平成6年、奈良県社会福祉総合センター3階に設置。点字
としょ ろくおんとしょ せいさく かしだし おこな てんやく おんやく ようせい しかくしょうがい ひと かん
図書や録音図書の製作・貸出を行うとともに、点訳・音訳のボランティアの養成、視覚障害のある人に関する
そうだんどう じっし
相談等を実施。

44 支給決定基準

しょうがいふくし かいごきゅうふひどう しきゅうけつてい こうへい てきせい おこな しきゅうりょう はんい しきゅう
障害福祉サービスの介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために、支給量の範囲や支給の
ようひどう しちょうそん さだ きじゆん
要否等について、市町村が定める基準。

45 施設外就労

しょうがいふくししせつ りょう しょうがい ひと しょくいん く きぎょうどう う お さぎょう どうがいぎょうない
障害福祉施設を利用する障害のある人と職員がユニットを組み、企業等から請け負った作業を当該企業内
おこな しゅうろうけいたい
で行う就労形態。

46 施設入所支援

しせつ にゅうしょ しょうがい ひと たい おも やかん にゅうよく はい しょくじどう かいご せいかつどう かん
施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する
そうだん じよげん ひつよう にちじょうせいかつじょう しえん おこな
相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。

47 市町村自立支援協議会

各市町村における障害のある人等への支援体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・医療・教育等の関係機関によって構成される協議会。地域によっては、複数の市町村により設置されている場合がある。

48 市町村審査会委員

障害支援区分⁶⁵の判定業務及び市町村の支給要否決定を行うにあたって、意見を聴くために市町村に設置されている審査会。障害保健福祉の学識経験を有する人で、中立かつ公平な立場で審査が行える人が、市町村長の任命を受けて委員となる。

49 児童家庭支援センター

児童福祉施設に附置された相談援助事業を展開する施設。地域の児童の福祉に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする人への対応と助言、市町村への技術的助言及びその他必要な援助を行うほか、児童相談所³⁵の委託に基づく指導に加え、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行う。

50 児童館

「児童福祉法」に基づく児童厚生施設で、18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

51 児童心理司

児童相談所³⁵等において、心理学の専門的な知識に基づき子どもや保護者等の心理診断や心理療を行う職員。従来は心理判定員と呼ばれていたが、厚生労働省の児童相談所運営指針の改正に伴い、平成17年より児童心理司の呼称が用いられるようになった。

52 児童発達支援

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。

53 児童発達支援センター

通所支援のほか、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う等、地域の中核的な療育支援施設のこと。

54 児童福祉司

児童相談所*35において、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導やケースワークを行う職員。

55 重症心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。

56 住宅・土地統計調査

国内の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする実態調査。昭和23年以来、5年ごとに行われている。

57 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業。

58 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のうち、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護*22、重度訪問介護*59、同行援護*114、行動援護*32、生活介護*93、短期入所*107等のサービスを包括的に提供する。

じゅうどほうもんかいご
59 重度訪問介護

じゅうど したいふじゆう ちてき せいしん しょうがい ひと つね かいご ひつよう ひと たい
重度の肢体不自由、知的、精神に障害のある人であって、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパ
ーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、
せいかつぜんばん えんじょ がいしゅつじ いどうちゅう かいご そうごうてき おこな
生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

しゅうろういこうしえん
60 就労移行支援

しゅうろう きぼう さいみまん しょうがい ひと たい せいざんかつどう しょくばたいけんどう きかい ていきょう つう しゅうろう
就労を希望する 65歳未満の障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労
ひつよう ちしき のうりよく こうじょう ひつよう くんれん しゅうろう かん そうだん しえん おこな
に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。

しゅうろうけいぞくしえん がた
61 就労継続支援(A型)

きぎょうどう しゅうろう こんなん しょうがい ひと たい こようけいやく もと せいざんかつどう きかい ていきょう ちしき
企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識や
のうりよく こうじょう ひつよう くんれんどう おこな つう いっばんしゅうろう ひつよう ちしき のうりよく たか
能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて一般就労^{*6}に必要な知識や能力が高まった
ひと さいしゅうてき いっばんしゅうろう いこう めざ
人は、最終的には一般就労への移行を目指す。

しゅうろうけいぞくしえん がた
62 就労継続支援(B型)

つうじょう じぎょうしょ こよう こんなん しゅうろうけいけん しょうがい ひとどう たい せいざんかつどうどう きかい
通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人等に対し、生産活動等の機会の
ていきょう ちしき のうりよく こうじょう ひつよう くんれんどう おこな つう せいざんかつどう しゅうろう ひつよう
提供、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な
ちしき のうりよく たか ひと しゅうろうけいぞくしえん がた いっばんしゅうろう いこう めざ
知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)^{*61}や一般就労^{*6}への移行を目指す。

しゅうろうていちゃくしえん
63 就労定着支援

いっばんしゅうろう いこう ひと しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう しえん おこな
一般就労^{*6}に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

しゅうろうれんけい
64 就労連携コーディネーター

しょうがいしゃしゅうろう しえんきかんとく こべつ きぎょうどう ほうもん じっしゅういらい きぎょうがわ ふたんけいげん
障害者就労における支援機関等の個別の企業等への訪問や実習依頼による企業側の負担軽減のため、
りょうしゃ あいだ ちょうせい いちげんてき しえん おこな ならけん せっち せんもんしょくいん
両者の間を調整し、一元的な支援を行うため、奈良県が設置した専門職員。

65 障害支援区分

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを、6段階の区分によって示すもの。
介護給付費又は訓練等給付費（共同生活援助^{*19}に係るものに限る）の支給申請があった際、認定調査員^{*138}による聞き取り調査や市町村審査会による審査判定を経て、障害支援区分認定が行われ、区分に応じたサービスの利用が可能となる。

66 障害児支援利用計画

障害のある子どもの心身の状況、置かれている環境、子ども又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案して、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画。

67 障害児相談支援

障害児支援利用計画^{*66}についての相談及び作成等の支援が必要な場合に、障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある子どもが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援する。

68 障害者基本計画

「障害者基本法^{*69}」第11条第1項に基づき、国が策定する障害者施策に関する基本計画。障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの。

69 障害者基本法

障害者施策に関する基本理念を定めた法律。障害の有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としている。障害のある人の自立や社会参加の支援等のため、施策の基本原則や国、地方公共団体等の責務等を規定している。障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のため、平成23年8月、「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、障害者の定義の見直しや、差別の禁止が規定された。

70 障害者雇用促進法

正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律で、身体障害のある人又は知的障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的としている。

71 障害者雇用率

民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する身体・知的障害のある人の雇用割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の身体・知的・精神障害のある人を雇用する義務を負う。

72 障害者作品展

県内の障害のある人の作品を展示し、自立更生に対する意欲の増進を図るとともに、広く県民の障害のある人に対する理解の高揚を図ることを目的として開催しているイベント。

73 障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。「障害者基本法⁶⁹」の基本理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めている。

74 障害者就業・生活支援センター

就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害のある人を対象に、地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関と連携し、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する法人が運営する。

75 障害者スポーツ大会

障害者スポーツを広く振興するとともに、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害のある人の社会参加の促進を目的に開催する障害のある選手のスポーツ大会。

76 障害者総合支援法

正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成25年4月1日施行の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に名称が改められるとともに、法の目的規定の改正や、基本理念の創設等が行われた。

77 障害者相談員

「身体障害者福祉法」及び「知的障害者福祉法」で定められており、身体に障害のある人、知的障害のある人又はその保護者の相談に応じ、障害のある人の更生のために必要な援助を行うために、市町村から委託を受けた人を身体障害者相談員、知的障害者相談員という。

78 障害者はたらく応援団なら

奈良県雇用対策協定に基づき、奈良県と奈良労働局^{*131}が共同で運営する、障害者雇用の支援を強化するための取組。障害のある人の就労に積極的に取り組む企業等で構成し、企業等での職場実習^{*85}の受入拡大、障害理解、就労定着への支援等を行う。

79 障害者優先調達推進法

正式名称は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に積極的に購入することを推進するために制定された。

80 障害福祉圏域

各障害福祉サービス等を、広域に、面的かつ計画的に整備し、重層的なネットワークを構築することを目的として設定している範囲。奈良県では、奈良圏域、西和圏域、東和圏域、中和圏域、南和圏域の5圏域を設定している。

81 障害福祉サービス事業所

「障害者総合支援法*76」に基づく障害福祉サービスを実施する事業所。障害福祉サービスには、自宅や施設で主に介護の支援を受ける介護給付と、施設等で就労を目指した訓練等を行う訓練等給付がある。サービスを利用する場合、居住地市町村への支給申請及び支給決定を受ける必要がある。

82 消費生活相談窓口

消費者トラブルに関する相談を受け付ける窓口で、県内には、奈良県消費生活センターや市町村消費生活センター等が設置されている。

消費者ホットライン「188(いやや)」に電話をかけると、近くの消費生活センターで相談できる。

83 情報アクセシビリティ

障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるようにすること。

84 職員対応要領

職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定め、具体的な障害を理由とする不利益な取扱いや望ましい合理的な配慮を例示したもの。

85 職場実習

障害のある人が、一般の企業等に就職するための準備訓練として、企業等で行う実践的な取組。

86 職場実習しよくばじっしゅうジョブサポーター

職場実習^{*85}を受け入れる企業等に派遣し、職場実習が円滑に行えるように関係者間の調整、通勤支援及び職場内における職業生活支援等を行うための支援員。

87 自立訓練じりつくんれん（機能訓練きのうくんれん）

身体障害のある人又は難病^{*132}患者等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所^{*81}又は障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

88 自立訓練じりつくんれん（生活訓練せいかつくんれん）

知的障害又は精神障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所^{*81}又は障害のある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行う。

89 自立生活援助じりつせいかつえんじょ

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

90 心身障害者しんしんしょうがいしゃ歯科衛生診療所かえいせいしんりょうじょ

一般の歯科診療所では治療が困難な心身障害のある人に対する歯科診療及び相談を行う歯科診療所。

91 身体障害者補助犬しんたいしょうがいしゃほじょけん

盲導犬、介助犬及び聴導犬の総称。

92 身体障害者補助犬法しんたいしょうがいしゃほじょけんほう

身体障害者補助犬^{*91}の育成及びこれを使用する身体障害のある人の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害のある人の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法律。

93 生活介護

しょうがいしゃしえんしせつどう つね かいご ひつよう ひと たい おも ひるま にゅうよく はい しょくじどう かいご
 障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、
 ちょうり せんたく そうじどう かじ せいかつどう かん そうだん じよげん た ひつよう にちじょうせいかつじょう しえん そうさくてきかつどう
 調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・
 せいさんかつどう きかい ていきょう したいきのう せいかつのうりよく こうじょう ひつよう えんじよ おこな
 生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

94 精神科救急医療システム

せいしんかきゅうきゅういりょう
 精神科救急医療情報センターにおいて電話による緊急的な精神医療相談等を実施するとともに、二次
 きゅうきゅう へいじつやかん じ よくあさ じ ぶん およ きゅうじつ じかん けんない せいしんかびょういん どうばんせい
 救急として平日夜間（17時から翌朝8時30分）及び休日（24時間）において、県内8精神科病院が当番制
 しんりょう ひつよう おう にゅういん う い おこな さん じきゅうきゅう なら けんりつ い か だいがく せいしんか
 による診療と必要に応じて入院の受け入れを行っている。三次救急については、奈良県立医科大学精神科
 やかんきゅうじつ きんきゅう そ ち にゅういん かんていしんさつ にんぶ どうせきかんじやどう じゅうとく しんたいがっぺいしやうかんじや たいおう
 が夜間休日にかかる緊急措置入院¹⁰⁴鑑定診察と、妊婦・透析患者等の重篤な身体合併症患者の対応を
 している。

95 精神障害者医療費助成事業

①一般・後期高齢

せいしんほけんふくしてちょう きゅうまた きゅう ひと たいしやう いりょうきかん しはら げつ いりょうひ じ こふたんがく
 精神保健福祉手帳1級又は2級の人を対象として、医療機関で支払った1か月の医療費の自己負担額
 こうがくりょうようひぶん のぞ いりょうきかん あ えん か いじょう にゅういん ばあい えん さ ひ がく
 （高額療養費分を除く）から1医療機関当たり500円（14日以上入院の場合は1,000円）を差し引いた額
 しちやうそん けん じよせい せいど ぜんしんりょうか にゅういん つういん いりょうひ たいしやう
 について、市町村と県が助成する制度。全診療科の入院・通院の医療費が対象となる。

②精神通院

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと じりつしえんいりょう せいしんつういん いったん いりょうきかん しはら じ こふたんじよげん
 「障害者総合支援法^{*76}」に基づく自立支援医療（精神通院）で、一旦、医療機関で支払った自己負担上限
 げつがくないない げつ じ こふたんがく えん さ ひ がく しちやうそん けん じよせい せいど こくみんけんこう
 月額以内の1か月の自己負担額から500円を差し引いた額について、市町村と県が助成する制度。国民健康
 ほけん こうきこうれいしゃいりょうせいどかにゅうしやおよ けんこうほけん きやうさいくみあいどう しゃかいほけんかくほう ひふようしゃ たいしやう
 保険、後期高齢者医療制度加入者及び健康保険・共済組合等の社会保険各法の被扶養者が対象となる。

96 精神保健福祉士

「精神保健福祉士法」に基づく資格であり、精神科病院や障害福祉サービス事業所*81等において社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練等の援助を行う人のこと。

97 成年後見推進専門員

成年後見制度*98推進事業(県で実施している制度活用に取り組む市町村や関係機関を支援する事業)の一環として奈良県社会福祉協議会に配置した成年後見推進専門員(社会福祉士)は、市町村担当課や地域包括支援センター職員等からの相談への対応、関係機関との連携推進、成年後見制度の普及啓発等に取り組んでいる。

98 成年後見制度

認知症*135の人、知的障害のある人、精神障害のある人等、精神上的障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わって行う代理人等、本人を援助する人(成年後見人等)を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消す等により保護する民法上の制度。

99 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度*98における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。

100 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度*98を利用することが有用であると認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とする事業。

101 セーフティネット住宅

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき登録された、住宅確保要配慮者（障害のある人、高齢者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅のこと。障害のある人等であることを理由に入居を拒否してはならないことや、住宅としての居室の広さ及び設備、耐震性を有すること等の条件を備えることにより、円滑な住まいの確保を図る。

そ

102 相談支援事業所

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助を行う事業所。平成24年4月より、計画相談支援^{*25}を行う指定特定相談支援事業所、地域相談支援を行う指定一般相談支援事業所、障害児相談支援^{*67}を行う障害児相談支援事業所へと相談支援体系の見直しがなされた。

103 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画^{*40}・障害児支援利用計画^{*66}の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業^{*57}や成年後見制度利用支援事業^{*100}に関する支援等、障害のある人への全般的な相談支援を行う。相談支援専門員として従事するには、実務経験に加え、都道府県が実施する相談支援従事者初任者研修を修了することが必要となる。

104 措置入院

精神障害のある人であり、医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると、精神保健指定医が認めた場合の都道府県知事によって入院措置する入院形態。

た

105 代理投票(代筆)制度

選挙人(有権者)が心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない場合に、投票管理者が選任した補助者が、選挙人の指示する候補者の氏名等を本人に代わって投票用紙に記載する制度。

106 多職種チーム

精神科の多職種チームは、精神科医、看護師、作業療法士、臨床心理士、精神保健福祉士^{*96}等の職種で構成される。多職種チーム医療では、本人の希望や意向に沿った問題解決に向けて、多様な職種が相互に連携して、それぞれの専門性を活かした総合的な援助を行うことを原則としている。

107 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。介護者にとってのレスパイト^{*166}としての役割も担っている。

ち

108 地域生活支援事業

「障害者総合支援法^{*76}」によって法定化された事業であり、市町村・都道府県が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

109 地域相談支援(地域移行支援)

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人等に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等、必要な支援を行う。

ちいきそうだんしえん ちいきていちゃくしえん
110 地域相談支援(地域定着支援)

たんしんどう せいかつ しょうがい ひと たい つね れんらく たいせい かくほ きんきゅう しえん ひつよう じたい しょう
単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生
じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う。

ちいきふくしけいかく
111 地域福祉計画

しちょうそん ちいきふくし すいしん かん つぎ じこう いったいてき さだ けいかく しゃかいふくしほう だい じょう きてい
市町村が地域福祉の推進に関する次の事項を一体的に定める計画(「社会福祉法」第107条に規定)。

- ちいき こうれいしゃ ふくし しょうがいしゃ ふくし じどう ふくし た ふくし かん きょうつう と く
①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき
じこう
事項
ちいき ふくし てきせつ りよう そくしん かん じこう
②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
ちいき しゃかいふくし もくてき じぎょう けんぜん はったつ かん じこう
③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
ちいきふくし かん かつどう じゅうみん さんか そくしん かん じこう
④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
ほうかつてき しえんたいせい せいび かん じこう ほうだい じょう だい こうかくごう かが じぎょう じっし ばあい
⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

ちいきほうかつ
112 地域包括ケアシステム

こうれいしゃ そんげん ほ じりつせいかつ しえん もくてき かのう かが す な ちいき じぶん く
高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを
じんせい さいご つづ ちいき ほうかつてき しえん ていきょうたいせい
人生の最期まで続けることができるよう、地域での包括的な支援・サービス提供体制。

ちようかくしょうがいしゃしえん
113 聴覚障害者支援センター

ちようかくしょうがい ひと じりつおよ しゃかいさんか そくしん ちようかくしょうがい かん かくしゅうそだん しゅわつうやくまた
聴覚障害のある人の自立及び社会参加を促進するため、聴覚障害に関する各種相談、手話通訳又は
ようやくひっき どう おこな もの ようせい はけん かくしゅうじょうほう ていきょう じっし しせつ
要約筆記^{*164}等を行う者の養成・派遣、各種情報の提供を実施する施設。

と

どうこうえんご
114 同行援護

いどう いちじる こんなん ゆう しかくしょうがい ひと がいしゅつ さい ほんにん どうこう いどう ひつよう じょうほう ていきょう
移動に著しい困難を有する視覚障害のある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供
いどう えんご はい しょくじどう かいご ほんにん がいしゅつ さい ひつよう えんじょ おこな
や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を行う。

とくていずいけいやく
115 特定随意契約

ちほうじちほうせこうれい だい じょう だい こうだい ごう きてい もと しょうがいしゃしえんしせつどう せいざく
「地方自治法施行令」第167条の 第2項第3号の規定に基づき、障害者支援施設等において製作された
ぶっぴん か い ばあい しょうがいしゃしえんしせつどう えきむ ていきょう う ばあい ていけつ ずいけいやく
物品を買い入れる場合や障害者支援施設等から役務の提供を受ける場合に締結する随意契約のこと。

とくべつしえんきょういく
116 特別支援教育

しょうがい ようじ じどう せいと じりつ しゃかいさんか む しゅたいてき とりくみ しえん してん た ようじ
障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・
じどう せいとひとり きょういくてき はあく も ちから たか せいかつ がくしゅうじょう こんなん かいぜんまた
児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は
こくふく てきせつ しどうおよ ひつよう しえん おこな
克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

とくべつしえんきょういく
117 特別支援教育コーディネーター

へいせい ねん がつ こんご とくべつしえんきょういく あ かた さいしゅうほうこく しめ きょういくてきしえん おこな ひと
平成15年3月の「今後の特別支援教育^{*116}の在り方(最終報告)」で示された、教育的支援を行う人と
かんれんきかん ちょうせい がっこうない ちょうせい ふくし いりょうどう かんけいきかん あいだ れんらくちょうせい
関連機関を調整するキーパーソンのこと。学校内の調整や、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整を
おこな ほごしゃ たい がっこう まどぐち やくわり にな
行い、保護者に対する学校の窓口の役割を担う。

とくべつしえんきょういくじゅんかい
118 特別支援教育巡回アドバイザー

こうりつしょうちゅうがっこう けいかくほうもん とお こうちょうおよ きょうどうとう とくべつしえんきょういく すいしん がっこうけいえい あ
公立小中学校の計画訪問を通して、校長及び教頭等への特別支援教育^{*116}推進のための学校経営の在り
かたどう かん しどう じょうげん とくべつしえんきょういく やくわり えんかつ は しえん とくべつしえん
方等に関する指導・助言、特別支援教育コーディネーター^{*117}が役割を円滑に果たすための支援、特別支援
がっきゅう つうきゅうしどうきょうしつ うんえい あ かたどう かん たんにんとう しえんとう おこな
学級・通級指導教室の運営の在り方等に関する担任等への支援等を行う。

とどうふけんしょうがいしゃけいかく
119 都道府県障害者計画

しょうがいしゃきほんほう もと しょうがい ひと せさく かん きほんてき じこう さだ ちゅうちようきてき けいかく
「障害者基本法^{*69}」に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画。
くに さだ しょうがいしゃきほんけいかく きほん かくとどうふけん じょうきょう おう けいかく さくてい ぎむ
国が定める障害者基本計画^{*68}を基本とし、各都道府県の状況に応じた計画を策定することが義務づけられて
いる。

とどうふけんしょうがいふくしけいかく
120 都道府県障害福祉計画

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくし とどう ていきょうたいせいおよ じりつしえんきゅうふどう えんかつ じっし
「障害者総合支援法^{*76}」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施
かくほ もくてき とどうふけん さくてい けいかく かくしょうがいふくし みこみりょう ていきょうたいせい かくほ
の確保を目的として、都道府県において策定される計画。各障害福祉サービスの見込量や提供体制の確保に
かかわ もくひょうとう じこう さだ つと むね しょうがいしゃそうごうしえんほう きてい
係る目標等の事項を定めるよう努める旨、「障害者総合支援法」に規定されている。

な

ならけんさいがいはけんふくし
121 奈良県災害派遣福祉チーム(DWAT)

さいがいはじ ひなんじょうどう こうれいしゃ しょうがい ひと にゅうようじどう ようはいりよしゃ たい てきせつ ふくししえん おこな
災害時に、避難所等において高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者に対し適切な福祉支援を行うこ
に じひがい ぼうし ほか ふくしせんもんしよく
とて二次被害の防止を図る福祉専門職のチーム。

ならけんしょうがいはしゃけんりようご
122 奈良県障害者権利擁護センター

しょうがいはしゃぎゃくたいぼうしほう せこう へいせい ねん がつ にち ともな しょうがいはしゃぎゃくたいたいおう まどぐちとう しょうがい
「障害者虐待防止法」の施行(平成24年10月1日)に伴い、障害者虐待対応の窓口等として障害
ふくしかない せっち かくしちょうそん しちょうそんしょうがいはしゃぎゃくたいぼうし きのお は そうだん
福祉課内に設置した。あわせて、各市町村においても市町村障害者虐待防止センターの機能を果たす相談
まどぐち かくしちょうそん しょうがいふくしたんどうぶししょう せっち
窓口が各市町村の障害福祉担当部署等に設置された。

ならけんしょうがいはしゃせさくすいしんきょうぎかい
123 奈良県障害者施策推進協議会

しょうがいはしゃきほんほう きてい もと ほうていきょうぎかい しょうがいはしゃけいかく しんぎ しょうがいはしゃせさく
「障害者基本法^{*69}」の規定に基づく法定協議会であり、障害者計画についての審議や障害者施策の
そうごうてき けいかくてき すいしんとう ひつよう じこう ちょうさしんぎ きかん いいん めい こうせい
総合的かつ計画的な推進等について必要な事項を調査審議する機関。委員15名で構成。

ならけんしょうがいはしゃしゅうろうしせつとう ぶっぴんどう ちょうたつすいしんほうしん
124 奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

しょうがいはしゃしゅうせんちょうたつすいしんほう もと しょうがいはしゃしゅうろうしせつとう しゅうろう しょうがい ひと じりつ し
「障害者優先調達推進法^{*79}」に基づき、障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立に資するた
ならけん おこな ぶっぴん えきむ ちょうたつ さい けんない しょうがいはしゃしゅうろうしせつとう ちょうたつ すいしん ほか
め、奈良県が行う物品や役務の調達に際し、県内の障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを
もくてき さくてい
目的として策定する。

ならけんしょうがいしゃせいさくすいしんほんぶかいぎ
125 奈良県障害者政策推進本部会議

しょうがい ひと ほこ じんせい あゆ だれ しゃかい いちいん つつ こ たが ささ あ
障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができ、誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支え合う
ちいきしゃかい じつげん めざ しょうがいしゃせさく すいしん せっち ちじ ふくちじ かくぶきやくちょう こうせい
地域社会の実現を目指し、障害者施策を推進するために設置した知事、副知事、各部署長により構成される
かいぎ
会議。

ならけんじりつしえんきょうぎかい
126 奈良県自立支援協議会

けん しょうがい ひととう しえん たいせい せいび はか しょうがい ひと かぞく ふくし いりょう
県における障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、障害のある人やその家族、福祉・医療・
きょういくとう かんけいきかん こうせい きょうぎかい しちようそんじりつしえんきょうぎかい じよげん しえん
教育等の関係機関によって構成される協議会。市町村自立支援協議会*47 への助言や支援、ネットワークの
きょうか こういきてき そうだんしえんとう やくわり にな もと
強化や、広域的な相談支援等の役割を担うことが求められている。

ならけんしんしんしょうがいしゃふくし
127 奈良県心身障害者福祉センター

しょうがい ひと ふくし ぞうしん はか しょうわ ねん たわらもとまち せっち たいいくかん くねんしつ おくがい かんい
障害のある人の福祉の増進を図るため、昭和54年、田原本町に設置。体育館、訓練室、屋外プール、簡易
しゆくはくじよ たもくてきしつおよ けんしゅうしつとう か だ きょうしつ ぶんかきょうしつ かいさい しょうがい ひと おこな
宿泊所、多目的室及び研修室等の貸し出しやスポーツ教室・文化教室の開催により、障害のある人が行う
かつどう ば ていきょう
スポーツやレクリエーション活動の場を提供している。

ならけんす ふくし じょうれい
128 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

しょうがい ひと こうれいしゃどう こうどう せいやく しょうへき と のぞ すべ ひとびと みずか いし じゅう こうどう
障害のある人、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、全ての人々が自らの意思で自由に行動し、
あんぜん かいてき せいかつ ちいきしゃかい じつげん へいせい ねん かつ せいてい せこうきそく すべ
安全で快適に生活できる地域社会を実現するために、平成7年3月に制定された。施行規則において、全ての
ひと あんぜん ようい りょう はいりよ せいびきじゅん さだ
人が安全で容易に利用できるよう、配慮された整備基準を定めている。

ならけんふくしじんざい
129 奈良県福祉人材センター

しゃかいふくしほう だい じょう もと けんちじ してい う ならけんしゃかいふくしきょうぎかい せっち しゃかいふくしじぎょう
「社会福祉法」第93条に基づき、県知事の指定を受けて、奈良県社会福祉協議会に設置。社会福祉事業に
かん れんらくおよ えんじよ おこな どう しゃかいふくしじぎょうじゅうじしゃ かくほ はか もくてき
関する連絡及び援助を行うこと等により、社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的としている。

ならけん ほけんいりょうけいかく
130 奈良県保健医療計画

「医療法」第30条の4の規定に基づく奈良県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画。生活習慣病の増加に対応するため、予防から早期発見、治療、リハビリテーション、更には在宅療養の支援等、患者に対して切れ目なく医療を提供する体制の構築、医師・看護師等の不足及び偏在の解消、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療の提供体制を構築するための推進方策を定めたもので、現行計画は、第7次の計画で平成30年度から令和5年度までの6年間を対象としている。

ならろうどうきょく
131 奈良労働局

厚生労働省の地方支分部局の一つであり、全都道府県に設置されている。下部機関として労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）がある。主な業務として労働相談や労働法違反の摘発、労災保険・雇用保険料の徴収、職業紹介と失業の防止等がある。

なんびょう
132 難病

原因不明で治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾患のこと。

なんびょうそうだんしえん
133 難病相談支援センター

地域で生活する難病^{*132}患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設。

に

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
134 日常生活自立支援事業

「社会福祉法」第81条に基づき、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、認知症^{*135}高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるようになるために、福祉サービスの利用事業、当該事業に従事する人の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助等を行う事業。

135 認知症

のうけつかんしゅつかん びょう た よういん もと のう きしつてき へんか にちじょうせいかつ ししょう しょう
脳血管疾患、アルツハイマー病 その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる
ていど きおくきのうおよ た にんちきのう ていか じょうたい きおく はんだんとう きのう うしな しょうじょう
程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のこと。記憶や判断等の機能が失われる症状
ちゅうしん はいかい もうそう ふあんとう こうどう せいしんしょうじょう
を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安等の行動や精神症状もあらわれる。

136 認知症サポーター

しちょうそんとう じっし にんちしょう ようせいこうざ にんちしょう じゅうみんこうざ じゅうこう にんちしょう ただ りかい
市町村等が実施する認知症サポーター養成講座(認知症^{*135}の住民講座)を受講し、「認知症を正しく理解
にんちしょう ひと かぞく あたた みまも おうえんしゃ じぶん ほんい かつどう ひと
し、認知症の人とその家族を温かく見守る応援者」として自分のできる範囲で活動する人。

137 認知症サポート医

い にんちしょう しんだんとう かん そうだんやく やく にな い こうれいしゃ
かかりつけ医の認知症^{*135}診断等に関する相談役・アドバイザー役を担う。また、かかりつけ医(高齢者が
まんせいしつかんとう ちりょう じゅしん しんりょうじょうどう しゅじい たいしょう にんちしょうたいおうりやく こうじょう はか
慢性疾患等の治療のために受診する診療所等の主治医)を対象とした認知症対応力の向上を図るための
けんしゅう こうし た にんちしょう い れんけいたいせい こうちく かくちいきいしかい ちいきほうかつしえん
研修の講師となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築、各地域医師会と地域包括支援センター
れんけい きょうりょくとう ちいき れんけい すいしんやく きたい
との連携づくりへの協力等、地域における「連携」の推進役となることが期待されている。

138 認定調査員

しょうがいしえんくぶん にんてい おこな うえ ひつよう にちじょうせいかつとう かん ちょうさこうもく しょうがい ひと
障害支援区分^{*65}の認定を行う上で必要となる日常生活等に関する80の調査項目を、障害のある人や
かぞくとう き と どう ちょうさ ひと しちょうそん しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう いたく う していーばん
その家族等からの聞き取り等により調査する人。市町村から障害者相談支援事業の委託を受けた指定一般
そうだんしえんじぎょうしょ そうだんしえんせんもんいん どう しょうがいしえんくぶん にんていちょうさいんけんしゅう どうぶけん じっし
相談支援事業所^{*102}の相談支援専門員^{*103}等が、障害支援区分認定調査員研修(都道府県が実施)を
しゅうりょう ちょうさいん じゅうじ
修了することで、調査員として従事することができる。

の

139 ノンステップバス

こうれいしゃ しょうがい ひと こ どう の お ゆかめん ちょうていしょうこうぞう じょうこう
高齢者、障害のある人、子ども等にも乗り降りしやすいように床面を超低床構造として乗降ステップをな
くしたバスのこと。しゃないだんさ すく じょうこうじ そうこうじ あんぜんせい たか ほじょ そうち
車内段差が少ないため、乗降時、走行時にも安全性が高く、補助スロープやニーリング装置
ゆかめん さら さ そうち くるま じょうこう おこな
(床面を更に下げる装置)により、車いすでの乗降もスムーズに行うことができる。

は

140 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

141 発達障害者支援センター

発達障害*140のある人及びその家族に対して、専門的に、相談・助言を行い、医療、保健、福祉、教育等を行う関係機関等に対し、情報提供及び研修実施、連絡調整等を行う等、発達障害のある人を支援する機関。

142 バリアフリー基本構想

旅客施設を中心とした地区、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関・建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*34」に基づき、市町村が作成する構想のこと。

143 バリアフリー対応型信号機

鳥の鳴き声の擬音等により青信号であることを知らせる視覚障害者用信号機や、押しボタン又は携帯用発信機の操作により、信号機の歩行者青時間を延長し、ゆっくりと横断歩道をわたることができるようにした高齢者等感応式信号機等がある。

ひ

144 ピアカウンセリング

同じ障害や背景を持つ人が、対等な立場で自立のための相談にあたり、自立生活に向けて支援する相談業務。

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ
145 避難行動要支援者名簿

とうがいしちようそん きよじゆう ようはいりよしゃ さいがい ほっせい また さいがい ほっせい ばあい みずか ひなん
当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難
することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人（避難行動
ようしえんしゃ ひなん しえん あんび かくにん た ひなんこうどうようしえんしゃ せいめいまた しんたい さいがい ほご
要支援者）について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護
するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。各市町村長が、地域防災計画の定めるところにより
さくせい
作成するもの。

ばん
146 110番アプリ

ちようかくまた おんせい げんごきのうしやうがい ひと どう せんよう
聴覚又は音声・言語機能障害がある人が、あらかじめスマートフォン等に専用のアプリケーションをダウンロ
ードして、同アプリケーションから文字・画像等により緊急通報を行うことができるもので、警察本部に専用の
たんまつ せっち つうじよう ばん どうよう じけん じこ そうきたいおう はか
端末を設置し、通常の110番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

ふ

ばん
147 ファックス110番

ちようかくまた おんせい げんごきのうしやうがい ひと ばんつうほう おこな
聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、ファックスにより110番通報を行うことができるようにするもの
けいさつほんぶ じゆしんき せっち つうじよう ばん どうよう じけん じこ そうきたいおう はか
で、警察本部にファックス受信機を設置し、通常の110番と同様に事件・事故の早期対応を図る。

ふくしがたしやうがいじにゆうしよしせつ
148 福祉型障害児入所施設

しやうがい こ しせつにゆうしよ ほご にちじやうせいかつ しどう どりつじかつ ひつよう ちしきぎのう ふ よ おこな
障害のある子どもを施設入所により、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

ふくしてきしゆうろう
149 福祉的就労

いっばんしゆうろう きぎやうてきしゆうろう こんなん しやうがい ひと はいりよ かんきやう しゆうろういこうしえん しゆうろうけいぞく
一般就労^{*6}（企業の就労）が困難な障害のある人のために配慮された環境（就労移行支援^{*60}、就労継続
しえんしせつ がた がた どう しゆうろう
支援施設（A型^{*61}・B型^{*62}）等）での就労。

ふくしひなんじよ
150 福祉避難所

ようかいごころれいしや しやうがい ひと にゆうようじ にんさんぶ しやうびやうしや ないぶしやうがい ひと なんびやう かんじやとう いっばんてき
要介護高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害のある人、難病^{*132}患者等、一般的な
ひなんじよ せいかつ ししやう かた とくべつ はいりよ ひなんじよ
避難所では生活に支障がある方のために、特別な配慮がなされた避難所。

151 ペアレントメンター

発達障害^{*140}のある子どもの子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対して相談や助言を行う人のこと。

152 ヘルプマーク・ヘルプカード

外見からは障害のあることが分からない人等が身につけたり所持したりすることで、配慮を必要としていることを示し、県民の配慮等を促進するもの。平成24年度に東京都が作成。

ほ

153 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

154 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、希望する全ての子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を定期的・継続的に提供する活動。

155 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業の通称。保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を目指す。仕事と子育ての両立支援を図るものとして、「児童福祉法」に基づき市町村において設置が進められている。

156 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、障害のある子どもに、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。

157 保護観察所

ほうむしょうしょかん きかん はんざい ひどまた ひこう しょうねん しゃかい なか こうせい ほ ご かんさつつかんおよ
法務省所管の機関で、犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び
ほ ご し しどう しえん おこな
保護司による指導と支援を行う。

158 補装具

しんたいけつそんまた そこ しんたいきのう ほかん だいたい ようぐ
身体欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

ま

159 まほろばあいサポート運動

しょうがい う む かか だれ く きょうせいしゃかい じつげん けんみん たよう しょうがい とくせい
障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会^{*18}を実現するため、県民が、多様な障害の特性の
りかい つと しょうがい ひと こま はいりよ しかた てだす ほうほう し じっせん
理解に努め、障害のある人が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法を知り、実践していくこと
もくてき うんどう
を目的とする運動。

み

160 民間賃貸住宅

みんかん じぎょうしゃ こじん ちんたいしゃく けいやくとう もと たにん か だ もくてき きょじゅうようたてもぜんばん
民間の事業者(個人)が賃貸借の契約等に基づき他人に貸し出すことを目的とした居住用建物全般のこと。

め

161 メール110番

ちょうかくまた おんせい げんごきのうしょうがい ひと けいたいでんわ せつぞく でんし
聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、携帯電話やパソコンのインターネット接続による電子メールを
りよう きんきゅうつうほう おこな けいさつほんぶ せんよう せっち つうじょう ばん どうよう
利用して緊急通報を行うことができるもので、警察本部に専用のパソコンを設置し、通常の110番と同様に
じけん じこ そうきたいおう はか
事件・事故の早期対応を図る。

ゆ

162 郵便等投票制度

せんきょにん ゆうけんしゃ じたくどう どうひょうようし きさい ゆうびんどう ゆうびんまた しんしょびん せんきょかんり
選挙人(有権者)の自宅等において、投票用紙を記載し、郵便等(郵便又は信書便)によって選挙管理
いいんかい そうふ せいど いっぺい しょうがい こうしよくせんきょほうせこうれい だい じょう ゆう しんたいしょうがい ひとまた
委員会に送付する制度。一定の障害(「公職選挙法施行令」第59条の2)を有する身体障害のある人又は
せんしょうびょうしゃ ようかいご ようかいごしゃ たいしょう
戦傷病者、要介護5の要介護者が対象とされている。

163 ユニバーサルツーリズム

すべ ひと たの つく りょこう こうれい しょうがいとう うむ かか だれ きが さんか
全ての人を楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障害等の有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加でき
りょこう
る旅行。

よ

164 要約筆記

はつげんしゃ はなし き ようやく もじ あらわ き ひと ば はなし ないよう つた つうやく
発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のこと。

り

165 療養介護

いりようてき ひつよう しょうがい ひと つね かいご ひつよう ひと たい おも ひるま びょういん
医療的ケア¹⁰を必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院
おこな き のうくんれん りょうようじょう かんり かんご いがくてきかんり かいごおよ にちじょうせいかつじょう せわ
で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話。

れ

166 レスパイト

しょうがい ひとどう ようかいごしゃ ざいたく かぞく かいごふたん けいげん
障害のある人等の要介護者を在宅でケアする家族の介護負担を軽減すること。

ろ

167 ろう者

ちょうかくしょうがい しゅわ げんご にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな もの
聴覚障害のある人のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者。

ならけんしょうがいしゃけいかく
奈良県障害者計画

れいわ ねん がつ
令和2年3月

ならけん ふくしいりょうぶ しょうがいふくしか
奈良県 福祉医療部 障害福祉課

な ら しのぼりおおじちよう
〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8513

FAX 0742-22-1814